

目 次

**「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、
該当ページまで移動します。**

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	4
第 2 一般質問	
今 野 隆 之 議員	4
1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応等について	
2 小中学校の長期休業による学習の遅れへの対応等について	
3 テレワーク等の推進について	
木 村 範 雄 議員	2 6
1 豪雨に対する治山・治水対策について	
2 役場庁舎壁面への装飾設置工事について	
3 コロナ対策における解雇・雇い止めに対する補償について	
伊 勢 英 昭 議員	4 7
1 コロナ禍における諸施策について	
2 アフターコロナにおける教育について	
鈴 木 晴 子 議員	6 5
1 「利府町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定について	
2 認知症施策について	
3 フレイル予防対策について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和2年6月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	羽川喜富君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆき江君
町民課長	鈴木真由美君
生活安全課長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
産業振興課長	

令和2年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

兼農業委員会事務局長	嶋 正 美 君
上 下 水 道 課 長	名 取 仁 志 君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐 藤 浩 幸 君
収 納 対 策 室 長 兼 収 納 整 理 班 長	鈴 木 啓 義 君
文化複合施設推進室長	近 江 信 治 君
会計管理者兼会計室長	菅 野 勇 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	宮 本 利 浩 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 久 仁 子 君
生 涯 学 習 課 長	大 谷 浩 貴 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄 司 英 夫 君
主 幹	土 屋 俊 介 君
主 任 主 査	姉 崎 裕 子 君
主 事	竹 内 幹 哉 君

議 事 日 程 （第2日）

令和2年6月10日（水曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和2年6月利府町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 安田知己君、10番 木村範雄君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行いたします。

通告順に発言を許します。

1番 今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔1番 今野隆之君 登壇〕

○1番（今野隆之君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

1番、会派TEAMガンバリ府の今野隆之でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、特別定額給付金の迅速な支給、町独自の各支援策の実施等、町長はじめ職員の皆さんの御努力、御苦勞に感謝申し上げます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。今回は、新型コロナウイルス感染症対策に絞って質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、大きい1点目です。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応等についてということで、緊急事態宣言が解除され、今後感染が収束に向かうのか、第2波が訪れるのか見通せない状況であります。

解除されても、有効性が確認されたワクチンはまだ存在していませんので、3密の回避など新

しい生活様式の実践・定着によって、感染拡大のリスクを可能な限り低減していかなければなりません。このコロナ禍の中で、町民の命と暮らしを守るため知恵を絞って、町民のために何をやるかを迅速に対応していかなければなりません。

（1）内閣府・消防庁・厚労省から令和2年4月7日付で発出された通知によりますと、平時の事前準備及び災害時の対応の参考として留意事項が示されました。次の4点について、町としての感染防止対策を伺います。

①点目、3密を避けるため、可能な限り多くの避難所の開設について。

②点目、避難所の衛生環境の確保、十分な換気の実施、スペースの確保について。

③点目、発熱、せき等の症状が出た者のための専用スペース等の確保について。

④点目、避難者の健康状態の確認と、避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応についてです。

（2）避難行動要支援者に対する支援体制、個別計画の策定はどうなっているのか伺います。

（3）マスク、体温計、非接触型体温計、消毒液、手洗い石けん、使い捨て手袋、水、食料等必要物質の備蓄状況を伺います。

（4）災害時に被災地に支援物資等を迅速に届けるため、国の物資調達・輸送調整等支援システムが4月から運用されております。平時は自治体職員が避難所情報、備蓄物資の在庫情報等を登録することになってはいますが、登録状況を伺います。また、実運用時、このシステムをいかに活用していくかを伺います。

大きな2番です。小中学校の長期休業による学習の遅れへの対応等について。

（1）学習の遅れ・体力学力低下にどう対応していくのか。また、地域間の教育格差が心配されますが、町教育委員会としての見解を伺います。

（2）学校の再開に当たり、3密を回避するなど感染防止を徹底しなければなりません、具体的にどのような対策を講じているのか伺います。

（3）本県では震災後、小中学生の暴力行為や不登校が増えたと聞きます。不安やストレスを抱える子供たちに対する精神面でのケアをどのようにやっていくのか伺います。

大きい3番です。テレワーク等の推進について。

（1）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等において、テレワーク等の推進があります。職場の密集化を避け、集団感染リスクの軽減を図るため、民間だけでなく、町としてもテレワーク等を推進していかなければなりません、現状をお伺いします。また、第

2波が危惧される中、個人情報扱わない仕事等は徹底してテレワークにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

（2）町職員から感染者が出た場合に、どのように対応するのかを伺います。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応等について、3、テレワーク等の推進については町長、2、小中学校の長期休業による学習の遅れへの対応等については教育長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） おはようございます。

1番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応等についてお答え申し上げます。

まず、（1）の町の感染防止対策についてのうち、①の避難所の開設についてでございますが、密閉・密集・密接の3密を避けるため、ソーシャルディスタンスに配慮し、避難所ごとの収容可能人数を通常の3分の1以下として、必要となる避難所の数を算出し、その確保に努めているところであります。

また、国では、避難所が過密状態になることを防ぐため、知人宅などの避難所以外への避難も促す方針としており、本町としても、平時からできる災害への事前準備や対応について広く町民の皆様へ周知するため、広報紙やホームページ等に掲載するとともに、職員による避難所開設実動訓練を早急に実施し、役場内での共通理解を徹底し、災害の発生に備えていきたいと考えております。

次に、②の避難所の衛生環境の確保等についてでございますが、各避難所内の定期的な換気や消毒の実施による衛生環境への配慮を行うとともに、必要に応じパーティションやテントを活用し、避難家族間の距離をおおむね2メートル以上確保するなど、十分なスペースの確保に努めてまいります。

次に、③の発熱者等の専用スペースの確保についてでございますが、避難所に入室する際に非接触型体温計による検温と健康チェックシートによる問診を行った上で、施設内でのゾーニングをし、発熱者に対する個別スペースの確保ができるよう検討を進めているところです。

次に、④の避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応についてでございます

が、可能な限り個別のスペースに移動していただくとともに、迅速に保健所への連絡を行い、指示に従って対応することとしております。

6月に入り、梅雨本番を迎えるに当たり、大雨や地震の発生に備えた早急の対応が必要となっていることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これまで以上に災害時の対応を強化する必要が生じております。

本町では現在、4月に国から示された「避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応について」などの通知に基づき、感染防止対策を考慮した避難所開設マニュアルの作成を進めているところであります。現在、マニュアルについては最終段階の調整を行っておりますが、宮城県が6月中にガイドラインを策定することとしておりますので、この内容を盛り込んだマニュアルにしていきたいと考えております。

次に、（2）の避難行動要支援者に対する支援体制、個別計画の策定についてでございますが、本町では、75歳以上の独居の方や障害者など513の方を避難行動要支援者として名簿に登録しているところであります。

この避難行動要支援者への支援体制につきましては、民生委員をはじめ行政区長、社会福祉協議会、塩釜地区消防事務組合と支援者名簿を共有しており、平時から民生委員が訪問などを行い、声かけをするなど状況を確認しているところであります。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においては、感染の危険性を考えると訪問での支援は困難となっていることから、民生委員の皆様には電話連絡での状況確認をお願いしているところであります。

また、個別計画の策定につきましては、災害発生時における要支援者一人一人に対する災害情報の伝達手段及び避難誘導等の支援を実施するため、必要な計画であると認識しているところです。本町では現在、未策定となっておりますが、特に今回の新型コロナウイルス感染症が発生している現状では、人と人との接触を控えるなどの措置も取られていることから、早々には進められない状況でありますので御理解願います。

現時点では、新たな指針等が国や県などから明示されていないことから、今後の国や県の動向を注視し、新型コロナウイルス感染症対策を含んだ支援体制づくりや個別計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、（3）の必要物資の備蓄状況についてでございますが、これまで本町では、地震や台風などの災害に備え、町内10か所の防災備蓄倉庫に非常食や飲料水、マスクや使い捨て手袋、

間仕切りパーティションなど必要物資の整備を図ってまいりました。

特に今般のコロナ禍では、感染症対策としてマスクや消毒液が大量に必要となっておりますが、全国的な品薄により購入が困難であることなど、想定していなかった状況も発生しているところです。さらには、非接触型体温計や飛沫感染防止に配慮したパーティションなどの避難所での感染予防に対する物品も必要となっており、先月開催の臨時会において議決いただきました予算を活用し、早急に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、（４）の物資調達・輸送調整等支援システムについてでございますが、本システムは平成30年7月豪雨の経験から内閣府が、国と地方公共団体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、効率化することで迅速かつ円滑に被災者へ物資支援ができるよう導入されたシステムであります。本システムは、今年7月1日から運用が開始されており、本町では避難所情報や備蓄物資の情報について既に登録を完了しているところであります。

なお、本システムの活用につきましては、6月中に、国・県・市町村による全国的なシステム実施訓練が予定されております。

次に、第3点目のテレワーク等の推進についてお答え申し上げます。

まず、（１）の現状についてでございますが、議員御指摘のとおり、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、3月28日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を決定し、3密を避ける職場内での感染防止の取組として、在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤などの取組の推進と、職場における手指消毒やせきエチケット、執務室の換気励行、発熱等の症状が見られる職員の出勤自粛、テレビ会議の活用など統一的な指針が示されてところであります。

本来、地方公共団体は、緊急事態宣言時であっても事業の継続が求められる事業者には該当しておりますが、4月7日に特別警戒都道府県に対し緊急事態宣言が発令された際、総務省から今般の新型コロナウイルス感染症対策として、出勤者の削減を検討するように通知があったところであります。

このようなことから、本町でも職員の在宅勤務や空いている会議室等を使用して業務を進めるサテライトオフィス、さらには時差出勤についても検討を重ねてきたところでありますが、町民の皆様への一律10万円を給付する特別定額給付金や経済対策事業、子育て世帯への臨時特別給付金などについて、一日でも早く町民の皆様へお届けして不安を解消したいとの考えから職員一丸となった支援業務を優先してきたことから、職員の出勤削減を図ることはできない状

況でありました。

なお、職員に対しては、感染拡大を防止するため、出勤前の体温測定や37.5度以上の発熱等の症状がある場合の出勤抑制等について指示するとともに、会議や研修等の中止、手洗いや手指消毒、執務室内の換気の徹底を図るなど感染予防対策を講じてきたところであります。

今後、必ず来ると見られる感染の第2波、第3波も見据えながら、国の方針である「新しい生活様式」を取り入れた体制はもちろんのこと、職場における働き方の新しいスタイルについても全国の自治体の取組を参考に積極的に検討してまいります。

最後に、（2）の町職員から感染症が出た場合の対応についてでございますが、本町を管轄する塩釜保健所からの指示や指導に基づき対応することとしておりますが、町民の皆様や職員の感染拡大防止を最優先とし、感染者が勤務する部署の消毒や閉鎖、場合によっては庁舎の一時閉鎖を実施してまいります。

なお、濃厚接触者や感染の疑いのある職員についても、自宅待機の指示をし、行動状況の聞き取り調査を行うとともに、関係機関からの指導や助言をいただきながら、職場内の感染拡大防止に努めていくこととしております。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 第2点目の小中学校の長期休業による学習の遅れへの対応等についてお答え申し上げます。

まず、（1）の学習の遅れ・体力学力低下への対応と地域間の教育格差の町教育委員会としての見解についてでございますが、議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月から5月までの間、町立学校の臨時休業を実施してまいりました。

臨時休業中の授業時間の減少につきましては、文部科学省から令和2年5月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」が通知されており、この通知に沿って各教科等の指導計画の見直しなどを行い、教育活動を実施していくよう、校長会、教頭会を通して指示しております。

また、授業日数の確保につきましては、夏季休業期間を8月1日から16日まで、冬季休業期間を12月26日から1月5日までに短縮することにより授業日を18日確保しております。さらに、年間行事予定の変更や各教科・領域の指導時数の調整等を行い、授業日数と指導時数の確保に努め、特に進学を控えた小学校6年生、中学校3年生につきましては、年度内に学習の遅れが生じないように対応してまいります。

また、休業中は外出できず、体を動かす機会も少なかったことから体力の低下が懸念される
ところ。学校では、子供の健康状態をよく観察すること、校庭で遊ぶ時間を大切にすること、
体育の授業では準備運動を十分に行い、子供の体の状態に配慮すること、部活動も段階的
に実施していくことなどを指導しております。

教育活動に当たっては、行事や大会などの中止もありますので、子供たちに寄り添いながら
登校する楽しみを持てるよう工夫するとともに、指導内容を絞って進めるよう指示しており
ます。

次に、（2）の学校での感染防止の具体的な対策についてでございますが、文部科学省から
令和2年5月22日付で通知のありました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛
生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.5.22 Ver.1）」等を踏まえ、対応し
ていくこととなります。

町では、非接触型の体温計やアルコール消毒液を準備し、町の備蓄や企業から寄附されまし
たマスクを児童生徒用として各学校に配布しております。

教育活動につきましては、可能な限り3つの密を回避することや小まめなうがいや手洗い等
基本的な感染症予防対策を徹底するとともに、換気や消毒を行い、感染症の予防に努めており
ます。

また、健康観察カードを活用した登校前の検温を実施するなど丁寧に健康観察を行い、学校
だよりやメール配信などにより保護者と連携しながら少しでも安心して登校できる環境を整え
ていくよう、養護教諭を中心に全職員で取り組むよう校長に指示しております。

最後に、（3）の不安とストレスを抱える子供たちに対する精神面でのケアについてござい
ますが、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業の長期化による生活の変化、家庭
環境の変化により不安を抱える児童生徒や、保護者が心理的に不安定になることが十分に考え
られます。早い段階から臨時校長会において、6月1日の始業式からの児童生徒の受入れ体制
について十分な準備をし、児童生徒の気持ちに寄り添い、家庭環境の変化にも目を向けながら、
少しでも不安を和らげ安心して登校できるように支援について指示しております。

今後も、保護者との連絡を密に取りながら、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカーと連携し、十符ルームのスーパーバイザー、ケアハウスまなびサ
ポーター、教育相談専門員等をフルに活用して心のケアに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○1番（今野隆之君） それでは、再質問いたします。

豪雨、台風、地震など、自然災害は頻発しておりますが、コロナ禍にあって大規模な自然災害が発生したらどのように対応していくか、町民と連携しながら町として有効な対策を講じていかなければなりません。

3密を避けるため、ソーシャルディスタンスに配慮し、避難所ごとの収容可能人数、これは通常の人数と比較して3分の1程度というふうなことでしたが、分散避難ですね、先ほど親類とか友人宅への避難も含めてというふうなことで出たと思いますが、民間のホテル・旅館の活用、それと在宅避難、車中避難も選択肢となるとと思いますが、町としての考えはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

分散避難ということでの町の考え方ということでございますが、現在、利府町内に避難所として指定しているのが47か所ございます。その中で、これまでの避難想定人数、それに対して3分の1程度の避難者数を想定して避難所のほうの開設も考えております。

さらに、議員今おっしゃられたとおり、これからの避難につきましては、コロナ禍におきまして、親戚、知人といったところ、安全なところへの避難、そういったことについても呼びかけが必要ということで、先ほど町長の答弁でも申したとおり、そういった対策を周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 民間のホテル・旅館の活用についてはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 国からは、民間ホテルといったところの活用も検討ということも来ておりますが、現在のところ、町のほうで考えている中では、民間ホテル等についてはまだ考慮していない状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 避難所が学校の場合、体育館だけではなくて教室も活用する自治体もありますけれども、町としての考えはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

小中学校、小学校が6校、あと中学校が3校、こちらの体育館を避難所として考えておりまして、先ほど申したとおり、避難者数、3分の1程度ということで考えているものですから、それ以上の避難者が発生した場合には、学校関係の空き教室等も利用できないかということで調整を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 福島市では、3密を避け防災訓練を行いました。実際は避難所の入り口で密集が生じるなど多くの課題が見つかったとのこと。また、東松島市では、3密の環境になりやすい避難所に来た人を分散させるシミュレーションも行って、感染リスクに配慮した災害対応を確認したとのこと。また、白石市では、感染症対策を取り入れた避難所運営の職員向けの勉強会を行ったとのこと。

町としても、3密を避けながら避難を完了するまでのこの一連の流れを確認するためにも、防災訓練とか職員向けの勉強会が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

職員向け、もしくは避難所の開設という部分での訓練についてでございますが、町のほうで今、感染症対策を考慮した避難所開設のマニュアル、そういった策定の準備、作成中でございます。それを基に、早々に避難所開設の実動訓練、これは職員向けでございますが、実施したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

阪神大震災では、避難所でインフルエンザが流行して、多くの関連死を招きました。また、高齢者らは持病を悪化させたり、新たな疾患にかかったりして亡くなるケースが相次ぎました。災害弱者への対応は、誰がどのように支援するのか決めておかなければならないと思います。

民生委員に電話連絡してもらって状況確認を依頼しているとのことですが、具体的にはどのような状況確認なのか、それと電話でということでは全件対応できているのか、そこら辺のところをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答え申し上げます。

民生委員のほうで電話対応させていただいている件に関しましては、例年ですと顔を会わせながら、例年とお変わらないかという御様子の確認と、あと避難する際の実際の避難の仕方についてとかの検討を民生委員さんとさせていただくわけなんです、今回は電話ということもありまして、簡単なお声がけを中心にさせていただいているような形になっております。

それから、全部の要援護者に対応できているかということなんです、確かな人数はまだ報告がされておませんが、ほぼ全員の方々に電話で対応させていただいているというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

それと、個別計画の件ですが、前回私、一般質問で質問しましたが、そのときは未着手ということで、今後は先進的に個別計画を策定している自治体を参考にしながら前向きに進めてまいりたいとの答弁でした。

今回、コロナ禍があつて未策定ということなんですけれども、個別計画の策定というのは非常に難しいというふうにも聞いております。ただ、実際、防災計画にも作成するように努めるというふうにあるわけですから、そこら辺はきっちり、コロナ禍が収束してからでいいんですけれども、どういうふうにやっていくかということをきっちり計画を立ててやらないと、いつまでも未着手のままだと思います。そこら辺、町長から答弁をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問にお答えいたします。

もう、今野議員おっしゃるとおりです。難しい、困難があつても、人の命がかかっていることとございますので、しっかりと前向きに着手してまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 非接触型体温計ですが、この検温については感染症対策に有効な手段であります。避難所において、非接触型体温計での検温は必須だと思いますけれども、実際の備蓄状況はどうなんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

現在、町のほうでは19台、非接触型の体温計を用意しておるという状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 19台では全然足りないと思いますけれども、今後備蓄というふうになると思いますけれども、そこら辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

今回のコロナ禍を受けまして、避難所での感染症対策、これについては必要な物品というものがいろいろ見えてまいりました。そういったものについて準備をしていきたいというふうを考えてございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 5月29日に、内閣府の防災基本計画の修正が行われました。「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある」「市町村は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする」とあります。

生活安全課と保健福祉課が連携しての感染症対策に必要な措置は、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

現在、避難所における感染症予防対策を考慮したマニュアルの作成、この中で、避難所運営に当たっては町が一丸となって取り組むような形を考えております。当然その中には、保健福祉課との連携も図っての運営といったものをやりたいというふうには考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） そこら辺は、具体的なものというのとは何か対策として立てていただけますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

それぞれ、避難所における業務分担、こういったものも精査しておりまして、その中で救護業務といったものの役割も考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 報道によりますと、内閣府は避難所で使用するマスクや消毒液、体温計、

段ボールベッドやパーティションを備蓄する方針を固めたということです。体育館などで雑魚寝を余儀なくされる避難所は、典型的3密空間となります。大崎市鹿島台の避難所では、避難者のプライバシーが確保できるテント、それと寝心地に配慮した段ボールベッドが重宝されたということです。

段ボールベッドは、エコノミークラス症候群や高齢者の寝たきり予防、感染症や呼吸器の疾患、アレルギーの予防、不眠の改善等の利点があるということです。段ボールベッドの活用と現時点の備蓄状況をお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

段ボールベッドということですが、利府町のほう、現在のところ保有はしていません。ただ、先般の臨時会で補正予算を認めていただいた中で、アルミベッドといったものを購入するというので、今もう発注の手続に入ったところでございます。購入に向けて今準備を進めております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 数量はどのぐらいなのでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 第1弾といたしまして、現在発注を考えているのが、80台というところで考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 実際にどのぐらいが必要と見込まれますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） どれぐらいの数量が必要かということですが、やはり想定される避難者人数といったものに対して必要な数量ということはあるかと思いますが、現段階では80台という形をとっております。

ちなみに、先般の台風、今年の台風19号、このときに避難所のほうを開設しておりますが、総数で約200人という避難の方がいらっしゃいました。あと、東日本大震災では約2,000の方が避難しているということもございますので、そういったものも考慮していきたいなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 段ボールベッド、先ほどお話ししましたけれども、これについて例えば
備蓄するとか、そういったことは全然考えていないんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 段ボールベッドということで、今、国のほうでも言っております。
ただ、段ボールベッドの場合、どうしても保管状態によってはいざというときに使えない
こともあるかなということも考えまして、今回、アルミベッドを検討したものでございます。
以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） ただ、経費が全然違ってきますよね。それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 段ボールベッドということで、経費的にどのぐらいかというこ
とになってくると思うんですが、段ボールベッドと比較しましてアルミベッドのほう、そんな
に高い金額ではなかったものですから、何回でも使える形ということでアルミベッドのほうを
考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 水道とかガス、電気がストップすることも考えられます。液体ミルクで
すね。液体ミルクは、哺乳瓶に移すだけで乳児に飲ませることができます。賞味期限が短い
というのがありますがけれども、液体ミルクの活用と備蓄状況をお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

液体ミルクにつきましては、現在、議員おっしゃったとおり、保存年限が短いということも
ありまして、町のほうでは備蓄はしておりません。

先般、渡辺議員の一般質問でもお答えいたしましたが、町内にある店舗と災害時における支
援物資の協定を結んでおりますので、そういったところから入手をしていきたいというふう
に考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に、国の物資調達・輸送調整等支援システムについてですけれども、
6月中に全国的なシステム実施訓練を予定しているとのことですが、このシステムの活
用のメリットについてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

本システムのメリットということでございますが、国ではこれまでプッシュ型の支援ということで、被災地でどういったものが必要かということも分からないような状況のまま、物資の支援ということが行われてまいりました。

それに対して、今回このシステムを活用することによって、被災地で何が足りないか、どこに運んだらいいかといったものがお互いに共有することができるということで、そういったメリットがあるのかなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 内閣府では、避難所での感染を恐れて避難をためらわないよう、危険な場所にいる人は避難が原則と強調しています。マスクや消毒液、体温計を持参するよう呼びかけています。災害発生時、自分の身を守るため、どう行動するかを自らが主体的に考えていかなければならないと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

約3か月の学校長期休業でしたが、家庭学習をきっちりやれた子供とやり切れていなかった子供の学力格差が出てくると思いますが、学習進度の遅れがちな子供への対応についてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

6月1日に学校が再開いたしました。学校では子供たちの元気な声が戻ってきております。今議員おっしゃるとおり、長い休みとなりましたので、家庭学習の課題について個々人の子供に差があることは事実であります。今、あるいは今後、学校としてはそれぞれの子供の様子をよく観察し、家庭の状況がどういうふうになっているのかをよく確認し、子供の学びがどのように進んだかをよく確認しながら、一人一人の子供の状況を確認し、学習を進めていくということで教育長よりも指示しております。

なお、休みの分の教育計画については、6月1日現在で教育計画を見直しまして、年度内にその学年の学習内容が履修できるよう計画を見直し、現在進めているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 休業期間中の学習の遅れを取り戻さなくてはならないのは理解できます

が、子供への過度の負担にならないかととても心配です。また、教員にとっても授業の準備等、さらに手間と時間がかかり、ますます教員が疲弊していくのではないかと心配です。

選択肢として、学習内容の次年度繰越しとかもあると思いますけれども、年度内に終わらせるというお話だったので、そのほかに土曜日の登校とか平日の授業時間を増やすとかは考えているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 今御質問ありましたとおり、3か月分の、今年度だと2か月分の授業日数が減りましたので、その点については十分考慮しながら教育計画を見直しているわけですが、年間で学習する内容の時数については計画の上で何とか確保できるように準備をしているところでございます。したがって、授業時数を極端に増やすとか、それから土曜日を実施するとかという方法で学習の遅れを取り戻すということではなく、日々の授業の中で学習内容の重点化を図ったり、指導方法の改善・工夫を行ったりしながら学習を進めるよう各学校に指示しております。

また、夏休みと冬休みを一部減じて授業日数を確保しておりますので、その中で、休業明け遅れた分を何とか取り戻すというような無理やり学習を進めるようなやり方ではなく、子供一人一人に目を向けながら、指導方法も工夫しながら急がずにゆっくりと、しかし確実に学習が習得できるように各学校に進めるよう指示しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 子供、教員に過度の負担にならないようお願いいたします。

部活動について触れていましたが、段階的に実施するとのことですが、具体的にどのように考えているのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 部活動についても、長い臨時休業期間中、活動中止という状況が続きました。6月1日に学校が再開したわけですが、中学校においては6月8日より、感染症防止対策を講じた上で部活動を開始しております。最初の一、二週間は時間を短くし、感染症防止対策の工夫や手だてを講じて進めることとしております。6月いっぱい外との接触のある活動については見合わせるよう、今指示をしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に行きます。

学校現場で感染を防止するため、マスク、消毒液等は十分に確保されているのかどうか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

消毒液とかマスクにつきましては、消毒液については、手を消毒する部分とドアノブとかいろいろなところを消毒する消毒液ということで、各学校に段階的に配布して対応するようにしております。

また、マスクにつきましては、県のほうからも児童生徒用ということでマスクが1万8,500枚配布されておりますので、忘れてきた子供たちやそういった子供たちが使えるようにということで各学校に配布しているところでございます。また、不足するときについては、随時用意しながら各学校に準備していきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

教室内の過密解消ですね、これは3密解消というふうなことで、例えば教室だけじゃなくて体育館とか、視聴覚室とか家庭科室、理科室、空き教室等を使用する考えはあるのか、それと公民館とか図書館といった郊外の施設を教室代わりに使用する考えはあるのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症については、学校においても多くの児童生徒が生活する場ですので、感染症防止には大変気を配って学校を運営していくこととなります。今野議員おっしゃるとおり、心配な面も多々あるわけですが、今現在としては空き教室も活用しながら、教室の換気も十分に行いながら、マスクも着用しながら、学校内で可能な限りの防止対策を講じて学校を運営しております。

議員がお話しされました、他の公民館とかそのような施設を使う状況には、今なっていないというふうに判断しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

仙台市の荒町小学校では、始業時間を学年ごとに5分程度ずらすことによって、授業時間の合間の休み時間を微妙にずらすことができる。目的は校舎の各階にある水飲み場の密集回避にあ

る。手洗い・うがいの徹底で、休み時間に児童が集中する危険を排除できるとのことです。町でも取り入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 今野議員のほうから、いい事例を御紹介いただきましたが、利府町内の小中学校においても、子供たちが密集しないように、例えば休み時間だけではなくて授業中に一区切りをつけて手を洗う時間を取ったり、換気をする時間を取ったりなどして工夫しております。

現在のところ、宮城県内に感染者はゼロで、利府町もないわけですがけれども、基本的対処方針のレベル1の段階で可能な限りの防災対策を講じて、通常の教育活動にできるだけ近づけるようにということで学校を運営しております。もちろん今後、感染症の心配が拡大した場合には、今お話しいただいたような、より今以上に分散、回避するような工夫を、手だてを講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 私の息子が通っている菅谷台小学校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインは確認しております。町内の各校でガイドラインが作成されているのか伺います。

それと、内容ですね、内容は各校ほぼ同じなのかどうか。具体的な対策がきめ細かく示されていますが、何か各校で独自の対策があるのかどうか、皆同じなのかどうか、それとも各学校によってこういう対策を取るんだよというのがあるのかどうか、そこら辺のところをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

ベースになるのは、文科省から出ております、「学校の新しい生活様式」に基づいて感染症防止対策を講じております。今野議員おっしゃるとおり、菅谷台小学校などはガイドラインという名称をつけて学校全体の感染症防止対策にまとめたものがございます。これと同じようなものが各学校にも準備されていて、そのガイドライン、指針に従って感染症防止対策を講じているところでございます。

学校によって、建物の特徴や児童生徒の数、規模、様々生活の仕方に違いが生じてまいりますので、その点では学校ごとにそれぞれ、学校の特色・特徴、施設の様子を鑑みて、学校独自で工夫して行っているものもございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 具体的な対策がきめ細かく示されているガイドラインなんですけど、これを遵守していくには人手が足りないと思います。コロナ禍の中で、教職員はとても疲弊しています。

山元町教育委員会では、小中学校に教員の事務作業を支援するスクールサポートスタッフを町内の各学校1名ずつ配置し、新型コロナウイルスの感染防止対策として主に放課後の消毒作業、プリント印刷などの補助業務を担うとのことです。学校現場は、休校による学習計画の見直しや児童生徒の心のケアに加え、消毒作業で負担が増している状況とのことです。町でも早急に新規採用による人員配置を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） 今野議員にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今各学校で、子供たちにトイレ掃除だったりとか消毒作業だったりということは感染予防の対策から実施させていないところなんです。そうすると、先生方が毎日、ドアノブを消毒したり、子供たちが下校してから机を全部消毒したりという対応をしているところは確認しております。

我々も、コロナの関係の教育関係の補助金とかいろいろメニューが出てきていますので、そういったものを活用しながら職員負担軽減をできるように今後考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） サポートスタッフについては。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） サポートスタッフにつきましても同じように、補助金の財源確保もしながら検討していければなというところで、今話を内部で進めているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 新規採用による人員配置もあると思いますけれども、感染予防の消毒や清掃については外注という方法もあると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） そういった点も含めまして検討していきたいなと思います。例えば、塩竈市であれば、今現在ボランティアということでシルバーの人たちが来てお手伝いしてくれているというところもありますので、そういった人的な確保も含めながら、どう

いう形でできるかというところで検討していきたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） そこら辺は、実際もう消毒作業とかやっているわけですから、早急に対応していただくということをお願いしたいと思います。

次に移ります。

感染症対策で手洗いなどの手指衛生、これは非常に重要であります。子供たちはその都度、蛇口をひねらなくてはなりません。センサー式になっているところもありますが、感染予防のため全てをセンサー式にすることを御検討願いたいですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） 議員おっしゃるとおり、そういった部分について早急に整備できればいいかなというところはあるんですけども、9校全部の部分について整備していくところについては、なかなか今現段階では難しいのかなというふうに考えております。各校舎の全体的な整備関係とかそういったときに機会を捉えながら、そういったものも含めながら今後の対策として検討していければなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） よろしくをお願いします。

町内の学校では、当日朝に家庭で検温し、健康観察カードに記入、持参しての登校になっておりますが、毎朝、教職員が非接触型体温計で検温している学校もあります。念には念を入れて、町内の学校でも非接触型体温計で検温を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えします。

非接触型体温計については、各学校に1台ずつ配置しているところでございます。各御家庭には毎朝の検温をお願いし、それを学校に登校時に先生方が確認するというやり方について9校一斉に行っているところでございます。その検温してきた子供に対する対応については、それぞれの子供の状況によって各学校、朝必ず検温して教室に入れるのか、その辺は若干違いが出てくるかと思っております。

いずれにしても、水道のお話もそうなんですけれども、今後、学校は感染症防止と教育活動の両立を図ってまいります。今足りない設備・施設等多々あるわけなんですけれども、子供たちは家と学校を往復する中で、あるいは御家庭で過ごす中で、あるいは外出する中で様々感

染リスクを抱えて行動することになりますので、施設・設備の整備とともに、子供たち自身に感染症防止対策が自ら取れるよう積極的に学校で指導していくことが最も重要であるというふうに考えております。その旨、校長会等で教育長からも指示をし、各学校で現状、感染防止するには大変厳しい状況にあるけれども、何とか可能な限りの対策を講じて教育活動との両立を図っていくよう努力しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に移ります。

児童生徒は、抑制的な生活を強いられており、感染懸念や学習の遅れなど様々な不安やストレスを抱えています。学校や家庭で、身近な大人が子供一人一人に目配りをして、子供からのSOSのサインを見逃さず、子供の気持ちに寄り添っていかなければなりません。アンケート調査等を行って実態を把握する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 今御指摘のとおり、議員おっしゃるとおり、アンケートなどを実施して子供の状況を把握する必要があると考えております。既に試案として、1つの小学校、1つの中学校において臨時休業中にアンケートを実施いたしました。アンケートの結果もそうですけれども、子供たちの中にはやはり、長い臨時休業期間中に大変な不安とストレスを抱えている子供が多くいるんだろうというふうに考えております。気をつけなければならないのは、表情として見えないけれども、心の中に不安やストレスを抱えている子供が多数いると考えております。教育長からも、そういった子供に寄り添って、一人一人の子供の話をよく聴き、教師と関わり、対話しながら、この学校再開からしばらくの間迎えるようにということで指示しております。

今後、学校が始まって1週間少したちましたので、ある一定の期間後に町内で何らかの形で、子供たちにアンケートを取る、あるいは保護者の声を聴くなどの機会を設けるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） アンケート調査を行って、それをどう生かしていくのかということを考えていただければと思います。

マスクをしていなかったり、せきや登校時に発熱があったりする子供へのコロナいじめ、差別、偏見等が生じないようにしなければなりません。学校現場での具体的な対応策をお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

今野議員御心配のとおり、いじめ、その他に関わることが学校では心配されております。今回の新型コロナウイルス感染症によって、偏見や差別を生じることが十分に考えられます。私たち大人も含めて、保護者も含めて、子供たち自身にも、コロナによるいじめは絶対してはならないという指導を学校のほうでは行っているところです。

加えて、感染症防止教育のメニューが文科省から提示されております。その中には指導資料が附属しておりまして、その中の1つに新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめに関わる内容について改めて指導するよう、指導資料の中に入っております。これらを活用して、今回の感染症によるいじめや偏見、そういったものが生じないように、日々学校で指導、注意を払っていくよう指示しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 学校が始まったことにより、子供たちの生き生きした姿が見られることが新鮮で、とてもうれしく感じられます。教職員の方々の御努力、御苦勞に感謝しつつ、次の質問に移らせていただきます。

テレワークの導入についてですけれども、期待できる効果はたくさんあります。例えば、仕事の能率や業務の効率性の向上、コスト削減、非常時の業務継続、環境の負荷を軽減、育児・介護に伴う職員の雇用継続、多様な人材の活用、ワーク・ライフ・バランスの充実、地域におけるワーク・ライフ・バランス向上への取組や地域情報化の促進への効果。総務省は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、テレワークを導入する地方自治体を後押ししております。職場での感染を防ぐだけでなく、事態収束後も見据え、子育てや介護などを抱える人の多様な働き方を実現したり、災害時も在宅で仕事ができる職員に自治体の業務継続を支えてもらったりする狙いがあります。

ただ、3月26日時点ですね、ちょっと古いんですが、この時点で1,721市区町村の導入状況を調査したところ、全体の3%に当たる51団体にとどまっています。労務管理のルールづくりや情報セキュリティ確保で懸念を持つ自治体も多いですが、総務省幹部は「テレワークは様々なメリットがある。これを機に自治体でもテレワークを広げてほしい」と話しているとのこと。実際、福島県とか岩手県では実施率5割を目標にテレワークを行い、また角田市は職員出勤削減へテレワークを試行的に導入したとのこと。「新しい生活様式」の

実践例「人との接触を8割減らす10のポイント」においても、テレワークを推奨しております。

総務省から令和2年4月7日付で発出された通知によりますと、地方公共団体においてもテレワークを導入・活用することにより、感染拡大の未然防止を図るとともに、感染が疑われる者や感染者の濃厚接触者、学校の休業に伴い家にとどまらざるを得ない保護者等の職員が、本来の職場を離れても引き続き業務に従事することを可能とし、行政機能の維持を図っていくことが重要です。また、今般の感染症対策もさることながら、テレワークは職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもあります。

本町において、テレワーク導入のメリット・デメリットについてはどのように考えているか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 今野議員の再質問にお答えいたします。

テレワーク導入によるメリットでございますが、ただいま今野議員がおっしゃったとおり、様々なメリットが、働き方の新しいスタイルに向けてのメリットがあると思いますが、反面、デメリットということになると、やはり地方公共団体につきましては、大半が町民の皆様の個人情報扱う仕事、あと町民に対する各種サービスを主としておりますので、そちらの人材も減らすということになると町民に対するサービスの低下が懸念されるのかなということもありますし、またテレワークを実施するに当たってのハード面の整備が必要となってくるということで、そちらのほうはかなり大きいのかなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 役場でコロナ患者が発生してからでは遅いので、できる部署から早急にテレワークを進めていくべきだと思います。先ほど、町長からの答弁で、積極的に検討していくというふうなことでしたが、町長から再度答弁をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 今野議員の再質問にお答えします。

第2波、第3波ということを経験して、いろいろ、テレワーク等々ですね、リモートでの仕事を積極的に取り組んでいかなければいけないということは意見を同じにするところでございます。

ただいま総務課長からも答弁をさせていただきましたが、私も青森県のむつ市なんかも、NHKで特集されたりリモートワークの先進地ということで、ちょっと調査をさせていただいたり等々しました。ただ、やっぱり人員という面で、もう1つはハード面というところで、まだまだ乗り越えていかなければならない課題があるということも現実としてあると。その中で、まずは町長が率先して範を示さなければいけないということで、2市3町の首長の会議をウェブ会議でさせていただいたり等々ですね、それも職員に一生懸命頑張ってもらってネットワーク化をしてもらったというところ、そういうところをまずは一つ一つですが、着実に進めてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） ありがとうございます。今後もいろいろな施策を検討、実施していただき、このコロナを乗り越えていきましょう。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、1番 今野隆之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時25分とします。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔10番 木村範雄君 登壇〕

○10番（木村範雄君） 10番、日本共産党、木村範雄です。

初めに、新型コロナウイルス対策に努力されている皆様に、感謝の意を申し上げます。

一斉自粛から、6月からの学校再開となりましたが、「これからが正念場」との声も出されています。学校では、6月2日から給食が始まりました。担任の先生は、1人で給食の配膳もしているという話も聞きました。やっぱり今これから本当に学校が大変なことになっていくんだろうなというふうに思います。その担任の負担を軽減するためにも、議会としても頑張っていきたいというふうに思います。自分の持分も、自分の持分で精いっぱい頑張っ、利府町の町民のために頑張っていくことを要請し、自分も頑張りたいと思います。

それでは、一般質問通告書に基づき一般質問を行います。

一般質問通告書では、1、豪雨に対する治山・治水対策について、2、役場庁舎壁面への装飾設置工事について、3、コロナ対策における解雇・雇い止めに対する補償についての3点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思っております。

1点目は、豪雨に対する治山・治水対策についてであります。

今年は、令和元年10月12日から13日にかけての令和元年台風19号及び10月25日から26日にかけての低気圧による大雨により、利府町でも内水氾濫により多大な被害が発生しました。今回の特徴としては、砂押川への陸側からの水、堤防の破壊や、稲わら・刈り草等による流水阻害、上流部の山地部やのり面等の管理不足による流出量の増大が考えられます。

そこで、次の点について、町長の考えを問います。

（1）今回の大雨で多大な被害が発生しましたが、どのような支援策を講じてきたのでしょうか。また、被害箇所の改修は全て完了したのでしょうか。

（2）今後、同規模降雨に対し、被害の発生しないまちづくりを進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、役場庁舎壁面への装飾設置工事についてであります。

昨年12月定例会の一般会計補正予算において、役場庁舎壁面装飾作成設置工事の予算が可決されました。その後、工事を着工し、組立て終了しましたが、強風により破損したとのことであります。現在は撤去されたままでありますが、契約の形態、今後の対応はどうしていくのか、町の考えを問います。

3点目は、コロナ対策における解雇・雇い止めに対する補償についてであります。

深刻な「新型コロナ危機」に対し、国を挙げての外出自粛と、特別定額給付金や雇用調整助成金なども実施されました。利府町としては、緊急対応の行政サービスと年次計画を立てての行政サービスを並行して進めていくことが求められています。

全ての国民を対象にした特別定額給付金や、県と共同で休業に協力した事業者への感染症拡大防止協力金を支給しています。利府町でも、水道使用料の基本料減免や母子・父子家庭への食品詰め合わせボックス宅配事業等を実施しております。

しかし、地域の人の声を聞いてみますと、「パートや嘱託の非常勤の人などが雇い止めになり、生活が大変になった」との声も聞かれました。利府町でも前年度と比べて収入が減っている人への町独自の補填策を検討することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、大きく3点について質問します。町長の答弁を求めます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、豪雨に対する治山・治水対策について、2、役場庁舎壁面への装飾設置工事について、3、コロナ対策における解雇・雇い止めに対する補償について、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の豪雨に対する治山・治水対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の台風19号に対する支援策についてでございますが、この台風は本町にも甚大な被害をもたらしていますが、被災された方々への支援として、住宅修理への補助、水道料金の減免、農地の復旧への補助、さらには災害ごみの処分や稲わらの撤去などの取組を行ってきたところであります。

次に、被害箇所の改修についてでございますが、台風第19号により、町管理の道路の洗掘、水路等の土砂堆積、のり面崩落など多くの被害に見舞われましたが、おおむね応急復旧工事が完了しております。現在は、国の災害査定を終え、本格的な改修工事に取り組んでいるところであります。

次に、（2）の被害の発生しないまちづくりについてでございますが、議員御指摘のとおり、年々、地球温暖化などの環境の変化により、国内外において想定を超える様々な災害が発生しており、本町においても災害に強いまちづくりは最重要課題であると認識しているところであります。

特に、大雨に対する対策としては、今年度より役場庁舎北側雨水幹線、さらには神谷沢地区の横枕川雨水幹線などについて、大雨時の冠水被害を未然に防ぐため、計画的に水路の改修に着手することとしております。また、平時より定期的な道路パトロール、道路側溝の土砂上げや清掃などを実施することで雨水排水機能の確保を図るなど、被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の役場庁舎壁面への装飾設置工事についてお答え申し上げます。

議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京2020オリンピック競技大会は1年延期されることが決定しております。本町では、東京2020大会の機運醸成を図るため、大型フラッグを掲げ、町を挙げてのPRを進めてまいりましたが、オリンピックの聖火がギリシャから東松島市に到着した3月20日に、宮城県内では想定を超える強風が吹き荒れ、掲揚したフラッグの一部が破損したため、一時的に撤去している状況であります。

破損した部分については、契約の相手方の負担で既に修繕が完了しており、再設置する予定としておりましたが、宮城県内において新型コロナウイルスの感染症が増加していること、さらには国内において緊急事態宣言や休業措置が出されたことなどから、祝祭感を醸し出す華やかな装飾の設置は差し控えているところであります。

今後の再設置の予定につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら早期の収束を願うとともに、国、県等のオリンピックへの対応状況を踏まえ、当初開催予定であった7月中旬頃に再設置できないか検討を進めているところであります。

なお、本工事の契約につきましては、昨年12月の指名競争入札を実施し、その落札者と契約を締結し、契約工期限内に事業が完了しております。

最後に、第3点目のコロナ対策における解雇・雇い止めに対する補償についてお答え申し上げます。

まず、全国各地で新型コロナウイルス感染症が拡大したことによる4月7日に、特別警戒都道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。その後、4月16日には対象区域が全国へ拡大し、宮城県では4月25日から5月6日までの間、外出自粛や店舗の休業要請などの緊急事態措置が発出され、3密を避けるため、ソーシャルディスタンスなどこれまでにない感染拡大防止策が取られてきたところであります。

しかしながら、人や物の流れが寸断されたことにより、経済活動が急激に失速している状況であることから、国では家計への支援策として町民の皆様へ一律10万円を給付する特別定額給付金や、県が発した休業要請に応じた事業者に対し30万円を交付する感染拡大防止協力金など、各種支援策を実施しているところでございます。

議員御質問の企業における解雇や雇い止めに対する補償につきましては、現在、国において、従業員の雇用維持を図る企業に対し雇用調整助成金を給付することとしておりますが、このたびの国の第2次補正予算におきまして、この助成金の1日当たりの上限額を8,330円から1万5,000円に引き上げるほか、休業者向けの直接給付金制度やアルバイト学生への給付制度などの創設、失業者には一定の条件を満たせば失業手当の延長など、様々な支援拡大が実施されることとなっております。

本町におきましては、先月開催の臨時会において一般会計補正予算の議決をいただいておりますとおり、各協力金の対象外となり、売上げが前年度同月比で20%以上50%未満減少している月がある小規模事業者に対し、10万円を交付する事業継続支援金交付事業を実施するほか、町内の

飲食店・理美容店で使用できる1,000円分のクーポン券を作成し、全世帯に配布する応援クーポン券支給事業などを実施することとしております。

さらには、国の第2次補正予算の追加配分が見込まれることから、これを活用した5割増しプレミアム商品券の販売などを検討しており、今後も引き続き、地域経済の活性化と事業者支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

大きな1点目、豪雨に対する治山・治水対策についての（1）、今回の大雨で多大な被害が発生したが、どのような支援策を講じてきたのか。また、被害箇所の改修は全て完了したのかについてです。

利府町は、市街化区域と市街化調整区域に大別され、市街化区域については、公共下水道雨水事業で時間雨量54ミリに相応する雨水対策が計画されております。また、市街化調整区域では、砂押川の流域として雨水整備が行われています。河川を考慮した開発計画では、時間雨量か日雨量300ミリを想定した雨水計画で整備することになります。

しかし、利府町の調整区域でも土地の活用が進められており、当初想定した流出係数、雨が降ったときに流れ出る雨水の割合が大きくなっており、当初想定した雨水量よりも多く流れることにより、整備されている雨水断面を超える水量が流れ出てくることになっております。そのためにも上流域の治山対策は、下流域で生活する住民の被害防止対策の根幹とも言えるものであります。そのためにも、町内の山の適正管理が求められております。

台風19号関連により、町内での一般家庭では床上浸水、床下浸水が発生しましたが、浸水箇所の復旧は全て完了し、居住を継続しているのかを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

浸水家屋のほうの居住を継続しているのかということですが、現在、町のほうで把握している部分ですが、1軒、居住が困難となっているということで、仮住まいにお住まいの方を把握してございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 台風19号関連の利府町の被害状況なんですけれども、人的被害で重傷者が1名、建物被害で全壊2棟、一部損壊が2棟、床上浸水が46棟、床下浸水が128棟という報告が

されております。基本的に、床上浸水、床下浸水は全員、継続しての対処をしながら全員継続していると見ていいのでしょうか。

また、一番びっくりしたのが道珍坊温泉。ちょうど花園の下のところでありますけれども、あそここのところがもう水没してしまったというのを聞いたんですけれども、その水害対策なんかはどのように今進めているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今後の対応についてでございますが、何らかの手だてを考えなければならないと思っております。しかし、地形的な問題もありまして、抜本的な解決策をすぐに見いだすのはなかなか容易なことではないというふうに考えております。

まず、台風など今後雨が予想される際には、事前にため池の水位の管理を行うなどそちらの維持管理のほうに努めまして、今後あのような豪雨に見舞われることも予想されますが、解決が見つかるまでの間は避難を呼びかけるなどを最優先いたしまして、まず避難していただくということを大切に考えていきたいと考えております。恒久的な解決につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 道珍坊地区については。（「議長」の声あり）木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 大きな雨と言いますけれども、ここに議会に出されたやつで今年のあの雨の状況ということで、日雨量が306ミリ、1時間最大降雨量が56ミリというのが報告されております。これから見ていけば、基本的に今、下水道の考え方は時間雨量54ミリということで、54ミリに合わせて整備をする断面は、大体1割増しの断面は最低限でも造るものだから、そうすると54ミリの1割増しの降雨まではちゃんと対応ができていなければならない。

日雨量の関係でいっても、それは同じようなことが言えると思うので、300ミリで、308ミリと多いんですけれども、やはり水路断面なんかを計画するときには、その計画どおりに造るんじゃないで、計画に1割程度上乗せした中でやっていくので、今回の雨自身が本当に想定外というのはやっぱりちょっと間違いなんじゃないかなと。今の下水道の認可でいっている部分の時間雨量54ミリに想定して、やっぱり水路整備なり排水対策をきちっと取っていくのが町の努めなんだというふうに私は思います。そのためにどういうふうに進めていくのかというのが一番大事な部分で、それは後のほうで、河川の関係の中にありますのでそこでやっていきたいと思っておりますけれども、だから想定外だ、想定外だと言うのは間違いだと。時間雨量54ミリの計画を持っている利

府町が、56ミリの雨で全面的に冠水してしまったんだから想定外じゃなくて、それに対応するやっぱり排水計画、排水整備をちゃんと、きちっとしていかなきゃならないんだということを申し添えておきたいというふうに思います。

昨年の水害の中では、学校や公共施設にも雨水の浸水や雨漏り等が発生しました。ほぼ全ての学校で発生したということは、通常の維持管理の必要性も再認識せざるを得ないものと考えますが、学校施設の復旧状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

昨年の台風19号で、浸水、雨漏りといったものが発生しました学校を含めた公共施設、こういった部分につきましては、箇所ごとに調査を行いまして、改修が必要な箇所につきましてはおおむね改修が完了しております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 6月からもう学校が始まっていますので、昨年度の雨による被害の部分については全て解消したというふうに確認をしたいと思います。

道路施設でも、冠水や路面掘削、土砂の崩落が発生しました。町管理施設での復旧は全て完了したのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

町管理施設の復旧状況ということでございますけれども、町単独費、こちらのほうで実施しております道水路50件、それから公園16件の復旧につきましては、令和元年度内で全て完了しております。ただ、1か所、被災規模が比較的大きかった水路がございまして、そちらにつきましては現在、設計を行っている状況でございまして、工事については令和2年度内、2年度末の完了を見込んでいるという状況です。

それから、町長も答弁申し上げましたけれども、国の災害査定を受けて実施する復旧につきましては、道路7か所、それから公園1か所ございますけれども、こちらについては現在、復旧工事のほうを進めておりまして、全て完了を見込んでいるのは7月末ということで考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今残っている部分1か所を除いては、7月末に完了するという事の答弁

だと思います。これから梅雨に入りますけれども、梅雨は大雨ではなくて、やっぱり大雨といえ
ば台風の時期だということで、基本的には整備は完了しているというふうに捉えたいと思いま
す。

ただ、1か所、令和2年度中のというね、先ほど国の補助金の関係もあって、これから委託を
して設計を作っていくんだという部分についてはなるべく早く、直すのが先なんだけれども、自
主的にやっぱりその対応、その段階で大雨が降ったときの、台風時期の雨のときにどんなふうな
対応をしていくのかというのはやっぱり検討していかなきゃならないなというふうに思います
ので、奮闘努力をお願いしたいというふうに思います。

町内には県管理施設もあります。県管理施設も含めて、公共施設の復旧は全て完了したのでし
ょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

県管理の施設ということでございますが、皆様御存じだと思いますけれども、二級河川砂押川
の中で1か所、堤体が決壊した場所がございます。これにつきましては宮城県のほうで、仮復旧
の状態で現在いるわけでございますけれども、本復旧の工事を、既にもう工事発注は終わってい
るということで、6月中には着手するということが情報が入っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 利府街道沿いでは、今でもブルーシートがかけられている箇所があります。

利府街道沿い、ちょうど春日から赤沼方面へ行くところの中で、その個人の修復についてはどの
ように考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

町のほうで、あの台風の際に、道路等へ土砂流出した場合に通行に支障があるということで、
撤去等を行っております。ただ、それ以外の復旧につきましては、国等の補助もないことから、
町のほうでは個人での修復についてお願いするような形になりますので、御理解いただきたいと
思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） やっぱり今の生活状況を考えていかないと駄目だと思うんですね。確か
に、公道なんか落ちていく分については道路管理の中でやっていく、公共が当然手を出して直

していくんだよというのはそのとおりの話なんだというふうに思います。ただ、今はシートをかぶせただけで、それでそのまま、もし次に大雨が降ったときどうなるのというふうなのを考えたときに、全て個人で、公道際ですからね、個人のものだから個人に対応させるんだというのではなくて、そこでやっぱり行政の出番があるんだと思うんですね。

丸々行政でやれと私も言うつもりはないんですけれども、やっぱりちょっとその辺で手助けをするような、支援の手を差し伸べることが必要なのではないかなというふうにも思うんですけれども、個人の財産権になるかもしれないですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えします。

もうこれは、主義主張の違いもあるかなと思うんですけれども、木村議員御案内のとおり、やはり災害で起こる、または起こる予防というのは、自助というのが一番先に来る、「自助、共助、公助、そして御近所」という最近の言葉もあるように、まずは自らが取り組むということをお願いしていただけたらなど、こういうふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 自助、近所、共助、公助の話になるんだかもしれないですけれども、やはり最後は公助だと思うんですね。確かに個人の財産は個人がというのはあるんですけども、そこに行政が手助けできるのであれば、やっぱりその中で一緒に、検討も含めて対応を考えながら、どうやって支援の方法があるのかどうか、全てやってしまえば公金を何に使っているんだって、多分一般の人、またやられるかもしれないですけれども、そのちょうど折衷案みたいなどころを検討していくべきなんだというふうに私は考えております。

生活圏の上流部にある森林地帯の適正管理は、水害対策の根幹とも言えるものであります。治山を行うことにより、流出係数を低下させることが水害対策の一助になるというふうに私は思いますが、町はどのように考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） お答えいたします。

今、御質問のありましたとおり、治山を行うことで災害を防ぐため、植林など山を整備することで山地災害を防止し、下流域での水害防止に役立つものと思われま。

森林整備には、所有権等の問題や、あと森林整備計画との整合など、短期での対応ではなく、長期的な対応を考えなければならないことが今後の課題ではないかと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 治水の根幹というのは、やはり河川の氾濫をさせないことだというふうに私は思います。そういう意味では、河川の氾濫をさせないためには、上流域の全てで流出係数を低下させる取組が必要であるというふうに私は思います。そういう意味で、その視点で町はどのような取組をしていくのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） お答えいたします。

治水に関しましても、水害を防ぎ、目的に応じた水利用、そちらのほうが治山と同様に大きな課題であると考えております。こちらも同様に、短期での対応ができる内容ではないものと考えております。長期的な対応を考えなければならないことが、今後の課題になっていくというふうに認識をしております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 考えていくのは、当然必要なんだと思うんですけども、やはりこの利府町の地域の中に雨が降ったときに、流れていくところというのは決まってくるはずだよね。基本的には砂押川に流れていく。あとは松島湾の、松島というか浜田湾にと言ったほうがいいのかな、あの海に流れていく部分にあると。ですから、その流域の中で家屋に被害がないような、居住に被害がないような形でやっぱり対応していくというのが必要なんだと思います。これは、やれと言ったからすぐできるわけではなくて、やはり一つ一つ、一番いいのはどういうふうにしていったらいいのかというのが大事なんだというふうに思います。

そういう意味では、やっぱり上から下に流れる水ですから、当然、排水路が小さければ道路を流れても構わないというふうに私は思います。ただし、道路を流れた中で道路が壊れたり、宅地の中に入って行って宅地が冠水したりしてしまっただけでもどうもこうもならないので、そういうときにやっぱりきちっとその排水路の部分を検討していくことが大事なんだというふうに私は思います。そのためには、この町の検討というか計画のつくり方をきちっとやっていかなきゃならないというふうに私は思いますので、よろしくをお願いします。

（2）今後、同規模降雨に対し、被害の発生しないまちづくりを進めていくべきだと思うがどうかに入ります。

時間降雨量54ミリ、日雨量300ミリは、町が整備する排水施設の基準になると思います。公共下水道雨水事業の幹線整備で、事業認可を取得して未整備な箇所はあるのでしょうか。あるとす

れば箇所と、あとどのぐらいのパーセントがあるのか教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） お答えします。

本町の雨水計画については、議員御指摘のとおり、7年確率の54ミリで計画しております。幹線の整備を行っていない箇所については、認可区域での未整備区域については、先ほど町長答弁の中でありましたとおり、役場庁舎北側の利府1号雨水幹線、それから神谷沢の横枕川1号雨水幹線、そのほかに1路線という形で、3路線のみという形になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 幹線整備が、3か所のみが未整備箇所ですという話が出ました。未整備箇所のため、被害が拡大したという考え方もあると思うんですけども、今のこの答弁では役場庁舎の北側の雨水幹線の整備、横枕川雨水幹線については改修にというふうに読めるんですけども、この3路線の正規の幹線整備というのはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） お答えします。

認可区域内の雨水幹線の整備に関しては、役場庁舎北側の利府1号雨水幹線、こちらについては令和2年度から令和5年度までの計画で事業を実施していく予定としております。

もう1つの神谷沢地区横枕川1号雨水幹線、こちらについては今年度の実設計計を行いまして、令和3年度から令和4年度までの予定で事業を進めていく計画となっております。

その他の未整備については、今後この2つの事業を進めながら、計画を再度作り直して事業を実施していく予定としております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ちょっとここで、予定とちょっと違うんですけども、今回の答弁書で、治山・治水の部分で本格的な改修工事に入りましてというのは先ほど確認をして、ほぼ完了しているんだということだと思います。

それで、（2）の部分で、役場庁舎北側の雨水幹線、横枕川雨水幹線に着手していきますという答弁をしていたんですけども、排水のことを考えたときに、要は砂押川であったり、下流側のね、水路にいくときに、例えば役場庁舎の北側の雨水幹線は河川のどこにつないで、河川の高低差ですね、要は流出路の高さ、結局その河川の水路のハイウオーター、最高水位よりも下に接続するということは排水がよくできないということだと思うんですよ。メインの水路のほうの水

位が高くなれば、横からいく部分のやつは水路が水量を全部さばけないと。そういう中で、今、河川のほうの堰堤というか脇の部分が結構高めになっていて、今の利府町の元の町の中心部の部分も結構低いところなので、排水路をただそのまま整備しただけでは雨水が全量流れないということになるんだと思うんですけれども、そういう意味で、河川のハイウォーターよりも今回接続する部分の幹線の管底は上になっているんでしょうか、下になっているんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） 7番 木村議員の再質問にお答えいたします。

今回整備を計画している利府1号雨水幹線、それから横枕川1号雨水幹線、こちらに関して、基本的には市街化区域内部分の整備となっております。それで、下流部分は横枕川1号雨水幹線、こちらについては仙台市側に流れている原谷地堀というものに接続しております。

それから、もう1点、利府1号雨水幹線、こちらに関しては、新幹線車両基地の下を抜けて、最終、砂押川に合流しております。それで、下流側は農業用水路として利用しているものですから、河川の流入高さを調整するということが非常に難しい状態ですので、下流部分との、その下流の河川への流出量、要は大雨降ったときの滞留部分に関しては、基本的に高さを調整できませんので、やるとすれば調整池を設けるとか、ポンプ排水を設置するとか、そういうふうな方法になってくるかと思いますが、どうしても河川への流入量の調整も出てきますので、今後、関係機関、県及び下流の市町村と協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁で新たな課題が出てきたと思うんですよね。当然、利府町は農業もやっているんで、水田のためには河川の水を利用して田んぼに引いてくるんだという意味では、田んぼのほうは河川よりも低くなければならないと。ただし、もう1つ、生活圏を大事にするために雨水の整備をしていくんだということになれば、雨水の水は速やかに排除しなきゃならない。それで、排除しようと思って幹線を整備したら、幹線と河川の間は整備がなっていないので、その部分は排水できないんだという今の答弁になると思うんですよ。

そのために調整池という話もあるんですけれども、その調整池というのは、今の下水道の公共下水道認可区域は市街化区域の中に造っているんで、その排水口まで考えていったこの調整区域の中に調整池であったり、もしくは市街化区域の中に流出を抑えるために調整池を造って、既存の水路、雨水路、既存の田んぼなんかの用水路の部分にあまり多く水をやらないというような発想で排水をしなきゃならないというふうになってくるんですけれども、それだと整備しても今冠

水して被害の出た地域は改善しないということになると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） 木村議員の質問にお答えします。

既存の住宅地、こちらについては、基本的には時間雨量54ミリを流せる断面ということで計画しております。先ほど木村議員のほうから話があったとおり、54ミリというのは満杯で54ミリで計算しているわけではございません。雨水に関しては、8割断面で54ミリで計算しております。それで、既存の区域の中に、市街化区域の中に新たに開発とかそういったものが出てきた場合には、開発者とその54ミリを超えないような協議をさせていただく形になっていくかと思えます。

下流の水田の部分に関しては、どうしても治水の部分がございますので、堰とかも設けられていますから、今後その部分に関しては、しゅんせつ、あるいはその維持管理、それからパトロール、そういったものをしながら、既存の排水能力をできるだけ確保しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 塩竈市で雨水計画をやってきたときには、塩竈なので山の上から海に流すための断面を整備すればいいと。それでも下流が大変なので、各学校の全ての校庭で調整池を造った。でも、調整池を造ると言いながら、学校の校庭を全て下水道事業で整備して、学校の先生方には大分喜ばれたんですけれども、周りからは金かかり過ぎだという話がありました。

今回の利府町を考えたときに、市街化区域の人の居住区域と、そうでない農業振興区域と違いますかね、そういうところの部分を整備しなきゃならないという中で、どうしてもやっぱりその排水路が下流側の河川、結局あのペアブリッジの下で冠水というのもね、その域中になると思うんですけれども、やっぱり河川にそのまま流れないでたまってしまっている分があるんだと。それが田んぼだったら、今の時期だったら調整池として本当に役割を果たしてくれると思うんですけれども、もしこれが8月、9月、稲刈りのときにもし来たら、それはもう災害ですよ。まだ稲を刈る前に、もう田んぼが全て水浸しになってしまうということになってくる。というふうに考えたときにやっぱりどうしても、計画水量を砂押川に流すためにも強制排水というのも考えておかなきゃならないんだというふうに私は思います。

砂押川を大分、去年の水害の後、見て歩きました。去年の水害の後に見たときに、砂押川は本当に水位が低くて、ああ、これだったら流せるなと思って見ていました。4月、田植の前に行っ

たら、砂押川の水位がぐっと上がっているんですね。もう砂押川の断面に余裕がないというか、それは田んぼのほうで水を取るためにも、砂押川の水位を上げて田んぼに水を引くんだということで、やっぱりその時々には河川の対応も違ってくるんだなというふうに思うんですけども、そこも含めて実際の検討を、それで市街化区域だから幹線の部分を造っただけでいいじゃなくて、その幹線から流れ出ていく部分の河川の対応、そして砂押川の流入への対応というのをやはりきちっと検討していかなきゃならないなというふうに思いますので、ぜひその検討に着手していただきたいというふうに思います。

（2）番目、今後、同規模降雨に対し、被害の発生しないまちづくりを進めていくべきだと思うがどうかに入ります。

時間降雨量54ミリ、日雨量300ミリは、町が整備する排水施設の基準になると思います。公共下水道雨水事業の幹線整備で、事業認可を取得して未整備な箇所を先ほど確認をしました。未整備箇所のために被害拡大した箇所というのも……、今、幹線整備が3か所というふうに言っていますけれども、その中で被害があった箇所というのは何世帯ぐらいあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村議員、（2）については先ほど終わったんじゃないですか。（「さっき、（1）の分で……」の声あり）いや、（2）で質問されましたけれども。（「ああ、すみません……、はい、すみません、議長」の声あり）木村議員。

○10番（木村範雄君） では、最後に町長に聞きます。

利府町には、公共下水道雨水計画で、時間降雨量54ミリに対応できる雨水計画を策定しております。しかし、下流部である砂押川流域の排水能力は決まっており、排水流量を減少させるためには流出係数を低下させる取組、貯留施設等の流出抑制施設を設置する取組も必要であると考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えします。

もう木村議員おっしゃるように、水は上から下に流れるものでございます。その中間地点にある我が町というところの位置づけでどういうふうに対応するかということ、これは本当に広域でございまして、先ほど上下水道課長からも答弁させていただきましたように、今後、計画をつくるに当たって、県といろいろと相談していかなければならないことだと思っております。

先日も、櫻井正人県議会議員が役場に来てくださりまして、いろいろとヒアリングをしてくださいました。その中で、しっかりとこの砂押川についても要望させていただきという話もしてお

りましたので、今後、県と一緒に計画策定に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、町長ね、広域だと言いました。私から見ると、この役場庁舎の付近からいけば上流域はもう全部利府町なので、ちょっと神谷沢とかあっちに行くと上流域が他市になる部分はあるんですけども、やっぱり自分のところの分として検討して行ってほしいというふうに思います。

また、やはり河川に排水しなきゃならないというときには、河川より低い箇所があればそれは水害が発生しやすいことになるんだというふうに考えていったときに、今みたいに自然流下だけではなくて、せめて強制排水施設が必要かどうかの確認を、確認と検討をぜひ進めて行ってほしいというふうに思います。

それでは、大きな2点目、役場庁舎壁面への装飾設置工事についてに移ります。

コロナウイルスの蔓延がなければ、役場庁舎に堂々と飾られていたであろうオリンピック開催の装飾幕であります。コロナウイルスの拡大により、オリンピック・パラリンピックは1年間の延期となりました。オリンピック準備中に装飾幕を掲示し、活動の一助にしようとしたわけですが、設置中に装飾幕は風に破れ、壊れてしまいました。

そこで質問ですが、装飾幕の設置工事の工期、竣工検査、事故日との関連はどうなっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

まず、工事で壊れたということをございますけれども、まず、議員との認識を統一するために、その破損状況をちょっと説明させていただきます。

こちらの工事につきましては、大きく分けると庁舎の外壁に枠組みをつけるという工事、それからターポリン製の幕を製作する工事と、それを設置する工事というような形になると思います。こちらで確認したところでは、枠組みにつきましては、5か所のうちの1か所の金具がちょっと外れたということをございます。それから、幕につきましては、ひも穴と言われるところに金具がついていて、それがハトメと呼ばれているんですけども、そのハトメ部分に少し損傷が出たということで、その損傷具合は5センチ程度の破損が1枚につき五、六か所程度壊れたということをございますので、こちらの認識としましては軽少というような見方をしておるところで

ございます。

それで、工期、それから竣工検査、事故日との関連ということでの御質問ですけれども、一応、工期につきましては令和2年の3月19日までの工期で、設置完了は3月15日に完了したものでございます。事故日が、先ほど町長の答弁にありましたとおり、3月20日に一部、先ほどの破損が生じたということでございます。その幕を撤去したのが次の日の3月21日でございます。竣工検査につきましては3月26日に行っているということで、幕は外した状況で検査をしていただきましたけれども、軽微な損傷ということだったので、年度内で修理は完了したということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 枠も一部壊れて、幕も壊れたと。枠と幕のその強度計算——強度計算ないのかな、要は想定外の風の強さがあったので壊れたというふうになるのか、それともやっぱり計算上、大丈夫でなかったというのか、その辺の考え方がもしあれば教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

こちらの設計につきましては、町のほうで設計書を作成して、それに基づいて業者さんのほうでつけていただいたということになりますけれども、風に対する強度的なものということになりますけれども、幕につきましては大会終了までの期間限定の設置ということで考えておりましたので、仮設の設置としてこちらでは設置をしているところでございます。

それを例えばずっと常設していくということになりますと、金額的にもかなり高額になりますので、その辺は設置する際に、コンセプトといたしましてはオリンピックを盛り上げるためのインパクトと、あとは町民への機運醸成等を図る上で、できるだけ装飾が華やかになるような形でのことを考えたということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 根が土木屋なので、構造計算、じゃあ幕の構造計算までしなきゃならないって、打つときには打ったんですね。ただ、実際によくよく考えてみて、まあ、仮設というかどうか分からないですけれども、やっぱり幕的には通常の幕の掲示という話になってくるので、その強度まではいかないのかなというふうに思いながらね、でももったいないな、せっかくお金をかけて造って、壊れて、まだ再掲示に至っていないと。答弁書では7月22日に再設置するように、

再設置できないかの検討を進めているということでした。その再設置するときには、やっぱり費用的には新たにかかるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

再設置の費用につきましては、請負者のほうでの負担で行っていただく予定でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、請負者の負担でというか、本来きちっと竣工検査もすればそれは、新たに設置を見るのも普通なのかなというふうにも思う場面もあります。

今回の受注者が町長の親族だということもあって、私たち議員であれば、議員の親族は町の入札に参加できることを禁止している自治体もあります。府中市ほか18か所は、議員の親族は町のやつには入れないというふうに、政治倫理条例違反ということで、倫理条例の中で設定しているということもあると思います。

そういう意味では、まだ利府町はそこまであるかどうかなんですけれども、指名委員会で今回の受注者を決めるときに、指名委員会ではどのような協議がなされたのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

本町では、町長、それから議員の親族であるという理由で入札に参加できないとか指名できないという規定、おっしゃるようないわゆる政治倫理条例、こういったものはございません。

ただ、町長本人の規制として自治法のほうに実はございまして、その自治法の中で制限されているのは長の兼業禁止というものがございまして、それを請負する法人の取締役、執行役、監査役、こういったものになることはできないという規定がございまして、こちらのほうはもう町長就任時に我々のほうで確認をさせていただいているところでございまして、以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） そういう意味で、きちっと対応はしているんだということだと思いますので、引き続き、利府町のためにみんなして、町長も議員たちも頑張って、町のために頑張りたいというふうに思っています。

それでは、大きな3点目、コロナ対策における解雇・雇い止めに対する補償についてに移ります。

利府町でも、前年度と比べて収入が減っている人への独自の補填策が必要ではないかについてですが、利府町議会でも新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金事業を臨時議会で承認しました。これから、第2次交付金事業について、8日に国会に提案されました。それで今週、あした、国会のほうでは採択するのではないかというような新聞報道もなされています。

前回の議会運営委員会でも説明を受けましたが、さっきの報告では全協と臨時会の分の日程を一回白紙にしてということですが、今現在、町としてはどのようなことを考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

まず、国からの第2次補正予算の関連ですけれども、新聞報道等では地方創生交付金に約2兆円を増額するという事もおっしゃってありますが、町への配分金額とか使途とかがまだ示されていない状況でございますので、今後、庁内での調整で事業等を計画していくということになると思いますけれども、柱といたしましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、プレミアム商品券の発行とかを考えてはおりますけれども、その2次補正の使途等を伺ってからまた再検討もしていくように思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 現在の交付金事業では、全ての国民、一人世帯、全ての児童を対象に各種事業が行われていますが、解雇や雇い止めで収入が減った人には貸付制度、無利子ですけれども返還が必要な制度が設けられています。要は、企業できちっと確保した人員についてはそういう助成金なんかも出るんですけれども、雇い止めに遭ってしまった人に対しては国の部分は貸付制度しか今現在はないんだというふうに思っていますけれども、やはり町として給付制の制度をつくるという考えはないのか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、国の2次補正におきまして、勤め先の企業の資金繰りの悪化などの理由で休業手当を受け取れない人に対しまして、賃金の8割の給付率で雇用調整助成金の水準に合わせた額を上限に、国が直接新たに給付する休業支援金という制度が現在検討されております。給付条件等を注視しながら、対象となる方々には適正に利用いただけるように周知に努めてまいりたいと思いま

す。

まず、この国の制度のほうを、受けられるものを確実に利用いただけるよう、周知等に努めてまいりたいと思います。その中で、問題点や必要な支援などを見極めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今回の私の質問は、雇い止め、解雇、要はパートさんも含めて短時間雇用の中で、やっぱりお客さんも来ないので、「あんた、パートさん、首ね」といって雇い止めされているんだというような人に対して、その今の休業助成って使えるんでしょうか。

今やっぱり一番困っているのは、正規の職員の雇い止めとかはいろいろな、雇う側がそれなりにこのシステムを持っていけば、きちっと休業だよということで雇い止めにしなくて何とか頑張っていれば、国からの補助金なんかも活用できるんだと。でも、やっぱりパートさんとか嘱託さん、この前、安田議員が全協でも質問していました、幼稚園なんかの正規の職員じゃなくてパートさんなんかで休ませた場合に、休ませるといってか解雇した場合には、その分の補填ってやっぱりどこもないわけですよ。あるのはその部分の、無利子だけれども貸付け、貸付制度しかないんだというのが今の現状なんだと思うんですけども、要は短時間勤務でも解雇された場合には今の制度を使えるんだというように解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） お答えいたします。

先ほど申しあげました休業支援金につきましては、2次補正の内容となっております。詳細につきましてもまだ示されていない部分もありますので、今御質問いただいた部分について回答になるかどうかあれなんです、職員を休ませた中小企業が休業手当を払わない場合に、国が賃金の8割を直接給付するという内容、それにつきましては正規、非正規を問わずにというふうな部分については情報が分かるんですが、それ以上のもう少し細かい内容につきまして、ちょっとまだ出されていない部分もありますので、今現在言えるのはこの部分になります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 前に、2次補正が出るときにも、NHKニュースでかな、過去最大の31兆9,114億円とかという、資料なんかでいろいろなパターンが出ていて、それを読んだ限りでは、解雇・雇い止めになった分までいくのかということ、ちょっといかないかなと思ったんですけども、今の答弁でそれも含めてまだ確定ではないので、それをやっていく、確認しながらやってい

くということで、要は国の考え方が当然そういう方向であるというのが一つと、もう一つは、やっぱり町としてね、そういう意味では町は町民税を賦課するときに各世帯の収入を確認をしています。扶養の枠内で働いている人の確認をすることは難しいとは思いますが、やっぱり前年と比べて収入が減少している人には申請方式での給付を行うべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

申請方式ということでの御質問であります。今の御質問の中にもございましたように、実際の雇用の実態の把握など難しい部分もあると思います。そのような確認しなければならないケースというのは想定されますので、新たな書類等、そういったものも必要になってくると考えております。

現在、協力金とか事業継続支援金、今、町で行っております……、すみません、事業継続支援金はこれから行うんですが、そちらの申請における添付書類等も簡素化を図るため、申請者が実際保有する書類を基本に、新たに作成する書類等を省いて申請から支給まで、できるだけ早くお手元に届くような考え方で事業のほうを進めております。先ほど同様、その中で問題点などがあれば、またこれから必要な支援なども見極めてまいりたいというふうには考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） そういう意味では、今、緊急小口資金、またあと総合支援資金というのがあって、それを申請した方に、当然窓口あるわけですから、その方々たちを把握していれば、町としてそれに加えて給付するという考え方もあるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

緊急小口資金とか総合支援資金、今おっしゃったとおり、申請なさった方を把握することによって交付することもできると思いますが、現在、この緊急小口資金等につきましても、国の2次補正におきまして拡大がなされております。ですから、貸付け上限の引上げなど拡充を行われおりますので、まずこういったものを御利用いただくのを優先に周知を図ってまいって、あとその中で必要な支援策等が出てまいりましたら、また検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 要は、小口資金も総合支援資金も、結局元金は返さなきゃならないんだよね。それで、言っているのは、私も10万円もらいました。多分、町長も10万円もらいました。でも、今本当に仕事かね、パートさんなんかやっていて首になったときに、世帯主は頑張っているんだけど、やっぱりパートさんの奥さんの部分も含めて働いていたと。でも、雇い止めになってその部分がなくなってしまったって、やっぱり大変だと思うんですよ。そのためにも、今国がやっているの、拡大はそれでいいと思うんですよ。足りなければもっと枠を増やして。でも、元金はあと返さなきゃならない、1年据置きするか、2年据置きかは別にして。それで、今言っているのは、そういうのであればやっぱり町として何かね、そういう意味では、ここで10万円というわけにいかないだけども、やっぱりその申請をしているから大変なんだから、その応援を町としてやれないのかと、やったほうがいいんじゃないのかということで今回の質問をつくっております。

最後に町長に聞きます。コロナ対策で休業支援が増えてきています。町民の収入が減った人への支援が必要だというふうに私も思います。総括的に、町民の立場に立って、町長の答弁を求めます。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えします。

御党の考えだと、雇用を死守せよというふうな話になるのかなと思ったら、解雇や雇い止めに対するというので、ああ、そうかというふうにちょっと思っているところがございますが、木村議員のおっしゃるところは本当にそのとおりだと思いますし、町としても安心を確保するために10万円の特別定額給付金もどこよりも早く給付させていただいたと思っておりますし、同時に会計年度職員の募集も行っております。雇い止め、または解雇された皆様にまずは雇用を確保するという、数は満たされないかもしれないんですけども、町ができることは何でも取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、今課長からも答弁しましたように、しっかりと町民の目線に、立場に立って取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。

その表れが、セーフティー保証でも、どこよりも早く私たちは取り組んで、早く出しているというふうに思っておりますし、皆様の困り事を一日も早く解消できればというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今までの決まっている枠組みだけじゃなくて、やっぱり利府町として一歩前に進んで、独自の枠組みを検討していくことを再度要請していきたいというふうに思います。また、私たちも頑張っていきたいと思います。

今回取り上げさせていただきました、1、豪雨に対する治山・治水対策について、2、役場庁舎壁面への装飾設置工事について、3、コロナ対策における解雇・雇い止めに対する補償については、町民の安心・安全なまちづくり、公費の適正で効率的な活用、町民の生活を守るための町独自の取組を拡大させるために必要だと考え、取り上げました。

皆さんと力を合わせてコロナ危機を乗り越えて、住みやすい利府町実現のために取り組むことを誓い、6月定例会の一般質問を終わります。共に頑張りましょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、10番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時20分とします。

午後0時27分 休 憩

午後1時17分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 伊勢英昭君の一般質問の発言を許します。伊勢英昭君。

〔8番 伊勢英昭君 登壇〕

○8番（伊勢英昭君） 8番、21世紀クラブの伊勢英昭でございます。

今回は、大きく2点について一般質問いたしております。通告どおり一問一答方式で行いますので、当局の真摯で、しかも誠実かつ丁寧な答弁を御期待申し上げます。

では、通告書を読み上げます……。あれっ、ちょっと消えちゃった。大変緊張しておりますので、お手柔らかにお願いします。

では、読み上げます。

1、コロナ禍における諸施策について。

1918年のスペイン風邪より100年後のパンデミックである。かつて人類は、天然痘やペストが世界に波及蔓延する疫病を経験するたびに大きなダメージを受けてきました。今回、グローバルが進む我々の世代でCOVID-19の発生は、歴史的な巡り合わせとはいえ不運としか言いようがありません。これからは、たゆまぬ防疫対策と、それとは相反する社会経済的打撃の回避をいか

に構築するかが喫緊の政治課題であります。

住民の利益に直接関わる地方自治の重要な役割を担う本町の諸施策に関して、以下の点で質問いたします。

（１）かつて、本町の防災計画改定の際、平成15年、SARSが発生し、パンデミック編を追加するような話でしたが、作成されませんでした。今回の経験と情報を基に防疫マニュアルを作成すべきと思いますが、いかがでしょうか。

（２）コロナ禍を契機に、政府は「新しい生活様式」を打ち出しました。衣食住における生活環境や職場の勤務形態が変化し、パラダイムシフトが顕在化しております。この際、地方への移住促進を図る好機と捉えますが、いかがでしょうか。

（３）本町では、10万円の特別定額給付金の支給は迅速でありましたが、一方で、自治体に配分される地方創生臨時交付金は、国が示した事業メニューに充てる必要があり、地方の自由度がありませんでした。2次補正予算については、住民や事業者の意向に沿うよう使い勝手がよいものを望みますが、いかがでしょうか。

（４）今後、第2波、第3波の到来も予想され、本町でのオリンピック開催も不透明な状況にあります。開催機運も損なわれ、ボランティア活動も宙ぶらりんになっている状況です。期待が大きかっただけに、いかに機運醸成を維持できるのか検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2番目、アフターコロナにおける教育について。

小中学校の休校開始が3月2日から始まり、5月29日までの丸3か月間の長期休暇となりました。このコロナ禍で1年の4分の1が消化されたわけでございます。

令和2年4月からは、小学校の学習指導要領が改訂され、高学年の英語教育実施やプログラミング教育が開始されるはずでありました。さらには、教員の働き方改革で、業務内容の削減と長時間労働の解消を目的に改正教職員給与特別措置法が来年度より施行される予定が、なぜか先取りした感もありました。しかし、授業再開となれば、今までの空白を一気に埋めないといけません。働き方改革は返上せざるを得なく、重労働が待ち受けております。

今後は、当事者の児童生徒のみならず、教職員への応援を念頭に、本町の教育の現状と今後の方針についてお伺いします。

（１）休校時における担任、教員の児童生徒へのフォローはいかなるものでありましたか。

（２）このような現状で、本町では残りの10か月で1年分のカリキュラムを消化しなければなら

りません。夏休みや冬休みなどを返上し、タイトなスケジュールで学習プランを作成し、実行しなければなりません。現実的に可能なのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、コロナ禍における諸施策については町長、2、アフターコロナにおける教育については教育長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 8番 伊勢英昭議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目のコロナ禍における諸施策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の防疫マニュアルの作成についてでございますが、町では、新型インフルエンザ及び未知の新たな感染症等が発生した場合の危機管理対策として、平成24年5月に国が制定した新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成27年3月に利府町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。

行動計画は新型コロナウイルス感染症に対しても有効な計画であることから、本町では計画に沿って令和2年2月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、国や県の決定した基本的諸方針に基づき感染拡大防止等の各対策を実施しているところであります。

感染症対策は専門的な視野を必要とすることから、国などが作成する対処方針を遵守することが求められており、今後も国の動向を注視し、適切に町の行動計画に追記・変更を行い、対応してまいりたいと考えております。

次に、（2）の移住促進についてでございますが、新型コロナウイルスを想定して国が公表した「新しい生活様式」においては、新しい働き方のスタイルとして在宅勤務やオンライン会議といった手法が示されております。こうした中、人々の生活環境や勤務形態に対する価値観は大きく変化しており、今後、密を回避しやすい地方での暮らしへの関心が、より一層高まってくるものと考えられます。

町といたしましても、議員御指摘のとおり、首都圏からの移住促進を図る大きな好機であると認識しておりますので、まずは、利府町まち・ひと・しごと創造ステーション *t s u m i k i* の移住関連事業の一環として本町のPRポスターを制作し、東京都営地下鉄線の車両内で今年9月から1年間掲示し、PRに努める予定としております。

今後も、地方で新たに仕事を始めたい方や安心して子育てしたい方に、首都圏から本町へ移住していただくきっかけとなるよう、早急に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、（3）の地方創生臨時交付金についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱によりますと、交付対象となる事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業とされており、議員御承知のとおり、その活用事例集も国より示されております。

しかしながら、この事例集はあくまでも参考であり、事例集以外の地域の実情に合わせた効果的な事業についても交付金の対象となることが示されており、先月開催の臨時会において議決をいただきました、一般会計補正予算に計上した各種事業につきましても交付金の対象となっております。

なお、国の第2次補正予算につきましては、現時点で具体的な内容等は示されておりませんが、本町の状況を的確に把握し、地域のニーズに対応した独自の施策を講じてまいります。

最後に、（4）のオリンピックの機運醸成についてでございますが、先ほどの一般質問において木村議員に答弁しておりますように、新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京2020オリンピック競技大会は1年延期されることが決定しております。

新型コロナウイルス感染症は、現在も世界各地で拡大し続け、世界中の人々の日常生活に影響が出ている状況であることから、RIFU2020応援サポーター会議の皆様をはじめ、町民の皆様は今後の見通しをお示しできないことは心苦しいところでございますが、現段階では東京2020オリンピック競技大会の機運醸成を図ることは大変厳しい状況であると考えております。

今後は、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響を見極めながら、本町におけるオリンピックの機運醸成とイベント開催の時期や内容につきまして、関係機関と協議しながら検討してまいりますので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 第2点目のアフターコロナにおける教育についてお答え申し上げます。

まず、（1）の臨時休業時における担任教員の児童生徒へのフォローについてでございますが、議員御承知のとおり、3月2日から急な臨時休業となりましたが、各学校におきましては年度末、年度始めということで、卒業式や修了式、入学式などの時間を短縮し、縮小して実施してまいりました。

また、臨時休業中には、家庭での学習や健康管理等について、ウェブページやメールで情報を発信し、必要に応じ家庭への電話連絡を行ってまいりました。

家庭学習につきましては、家庭学習計画表などを活用させ、教科書、副教材等を使って取り

組めるプリント教材の配布や、文部科学省、宮城県教育委員会、総合教育センター等のウェブページを紹介し、学習に取り組めるように進めておりました。

さらに、4月には教科書配布のための臨時登校日を設定し、5月の連休明けからは学年や時間を分けての臨時登校日を設定し、6月の学校再開に向けて回数を増やしてまいりました。

そのほかにも、家庭訪問、校外巡視等を行い、児童生徒の学習の支援と状況の把握をしてまいりました。特に配慮を要する児童生徒につきましては、定期的な電話連絡や個別登校などにより必要に応じ対応してきたところでございます。

不十分ながらも、各学校とも工夫を凝らして対応してきた休業期間でしたが、学校再開後は感染症予防と教育活動の両立を図りながら、児童生徒のフォローを引き続き行っていくよう指導しております。

次に、（2）の残り10か月で1年分のカリキュラムの消化についてでございますが、さきに今野隆之議員に御答弁しておりますように、臨時休業中の授業時間の減少への対応につきましては、文部科学省から令和2年5月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」が通知されており、各学校ともこの通知に基づいて各教科等の指導計画の見直しなどを行ってまいっております。

町では、夏季休業期間を8月1日から16日まで、冬季休業期間を12月26日から1月5日までに短縮することにより授業日を18日確保しております。さらに、年間行事予定の変更や各教科・領域の指導時数の調整等を行い、授業日数と指導時数の確保に努め、特に進学を控えた小学校6年生、中学校3年生につきましては、年度内に学習の遅れが生じないように対応してまいります。

教育活動に当たっては、行事や大会などの中止もありますので、子供たちに寄り添いながら、登校する楽しみを持てるよう工夫するとともに、指導内容を絞って進めるよう指示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 町の答弁書に、「新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しており」とありますけれども、私ちょっと把握していなかったんですけれども、これ、いつ作成してあったのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

平成27年の3月に策定をしております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 私、完全に把握していませんでしたので、20年3月ですともう既にあったということで、町の対策は、今回のコロナが大変な騒ぎになったわけですが、その準備はしてあったということよろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

タイトルの中にも「利府町新型インフルエンザ等対策行動計画」とありますように、国の方針としましても、新たにコロナに対する対策の行動表をつくるのではなく、特別措置法によりまして、この新型インフルエンザ等の対策行動計画を基にして感染症の予防対策を講じるということになっておりますので、併せてコロナのほうもこちらの感染症対策として考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） これができてあるわけですから、例えば防災倉庫、備蓄倉庫ですか、そこの中にいろいろな、マスクとかの医療品とか医療器具ですね、そういうものは準備していたということであるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

マスク、それから使い捨て手袋、こういったものは防災倉庫のほうに備蓄しておりますし、感染症予防用の防護服等については、保健福祉課の倉庫のほうに準備をしております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 私も、そのことについて全然把握しておりませんでしたので、再質問をするに当たって過去の私の一般質問について述べようと思っていたんですけども、これちょっと言えなくなっちゃってあれなんですけれども、ただ、そのときの一般質問ですけども、町の地域防災計画ですね、この中にパンデミック編を入れるという話が、平成24年9月の定例会で、当時の生活環境課長の答弁でいただいたわけですよ。やはり地域防災計画が一番の基本となりますので、今後の地域防災計画に対しての見直しがあると思うんですけども、その点、パンデミック編みたいなのが入ってくるかどうかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

地域防災計画の見直しに際してパンデミック編を入れるかどうかということでございますが、地域防災計画につきましては、やっぱり町全体としての具体的な取組、こういったものを記載してございます。その中で、新型インフルエンザ等対策行動計画が作成されておりますので、詳細についてはこちらのほうを使うような形になっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、防災計画とはまた別個で、防疫ということで理解してよろしいんですね。

では、今回の町側の経験を生かして、しっかりした防疫体制をつくっていただくために、何か新型インフルエンザもちょっとよく分からないところがあるところなので、今後の2波、3波も来るかもしれませんので、しっかりした準備でマニュアルを作っていたきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。その点いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 今後も、やはりこの町長の答弁にもございますように、感染症対策については非常に専門的な視野を必要とするものでございますので、今後、国や県の計画についての動向を注視しながら、行動計画の見直しをしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、（1）については以上で、（2）に移ります。

（2）について、「新しい生活様式」ということで生活環境や職場の勤務形態が変化するというところで、町からの答弁でもその方向で進めるという話でありましたけれども、地方への移住者が増えるという話であります。今回、コロナ感染拡大を避けるために、3密の回避はもとより、ソーシャルディスタンスや手洗いやうがいがいだけではなくて、テレワークやリモート会議などITを駆使したステイホームの実践が叫ばれております。過密になる都市部よりも、過疎化が進む地方のほうが明らかにコロナ感染症が少ないことがほぼ実証されております。北海道は別といたしまして、おおむね当たっているかと思えます。

先日、私がこの通告書を呈した後に、6月1日の読売新聞に「コロナ禍で移住希望」の見出しで記事が掲載されております。その内容は、栗原市が連休明けにオンラインによる移住相談を始めるところ、テレワークの推進など新型コロナウイルスの影響を動機づけにした首都圏からの相

談が複数寄せられているという話です。定住希望者の理由は、「会社がテレワークを進めているので、大都市で暮らす必要が薄れた」という首都圏の20代の男性、それから「都市部での感染を踏まえ、1年以内の移住を考え始めた」という首都圏の40代の男性など、移住検討の理由は新型コロナの影響を挙げるケースが目立つということでもあります。

利府町としても、定住促進という形で、移住促進という形である程度進めていると思いますけれども、人口減少は町の活性化を削ぐどころか、将来的な人口の先細りによる生活不安と自治体サービスの劣化は目に見えております。本町の後々への発展を目指すなら、コロナ禍による移住策は有効と考えます。

なお、栗原市は、東京・日本橋や仙台市内に移住相談オフィスを設置しております。本町も、5年後、10年後の将来を見据えて、シティープロモーション・セールスですね、こういうものやっていたらいいかと思いたすけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりだというふうに私どもも感じております。このコロナ禍によりまして、人口が密集する大都市では当然感染リスクが高いといったことから、社会の中でもワークスタイルもテレワークというような形に転換が進んでおります。首都圏からの移住が、この機会に急激に加速するということは我々も認識しているところであり、また移住促進を進める上でチャンスであるというふうに考えております。

町としては、先ほど町長の答弁の中でも申し上げたとおり、手始めとして t s u m i k i の事業の一環といたしまして、東京都営地下鉄の大江戸線の車両の中に本町への移住をPRするポスターを16枚、1年間掲示しまして、シティープロモーションを図っていききたいなというふうに考えております。

また、県のほうではこのほど、LINEを活用した県内への移住相談を既に始めているということで、併せまして東京でも、みやぎ移住サポートセンターの中で今月から通常業務を開始したというふうに伺っているところでございます。こうした県の取組との連携を図りながら、本町の特性に合った形で移住・定住の取組を戦略的に今後も進めていきたいというふうに考えています。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今回の県の取組、次に私が言おうと思ったんですけども、先に言われちゃ

って、じゃあこれはこのままに、これで終わりにします。

次に、（3）に移ります。

地方創生臨時交付金の第2次補正予算は、6月12日の国会議決ですね、それで金額や内容についてはまだ分からないということでもあります。ただ、マスコミ紙上では、第1次補正の1兆円から、今度の第2次は2兆円の規模である見込みです。本町における第1次補正が1億円ぐらいでございましたから、単純に2億円規模と想像がつくわけでありまして。何か、オリンピック推進室長もさっき、そのような話ありましたよね、していましたよね。第1次補正では国の109の事業メニューに沿って行われたわけでございますけれども、今回はある程度、自治体側の自由度があると思われまして。

そこで、特別定額給付金の給付の際、物すごく利府町は迅速で、河北新報のトップ紙面では九十数%ということで、棒グラフ、バーンと書いてありまして、利府町はすごいということで、その迅速さが物すごかったということで、私も大変すばらしい町だなというふうに思っております。

じゃあ、この本町で、もう既にこのような迅速さであれば、次の町の予算ですけれども、どの分野に重点を置いて配分するかということがある程度心の中にあるかと思っておりますけれども、これは町長だと思っておりますけれども、その点お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えします。

お褒めいただきまして、ありがとうございます。

それで、2次補正については、単純に2億円、この前が1億円だったから今回2億円来るかという、実はこれ、まだ全然分からなくて、私たちもそうあったらいいなという願望を抱いているだけでございます。ただ、さはさりながら、ある程度の基準によって町の柱みたいなのをつくっていかねばならないだろうということで、もう柱は何本かはつくってあります。ただ、その予算が見えないというところで、予算がしっかりと見えてきたらそれを打ち出していけばいいのではないかと、こういうふうに考えております。

伊勢議員、お褒めいただいた、または御心配なさっていることの一つで町の独自の施策ということがあると思うんですけれども、実は水道料金の基本料金の減免にしても、私は利府町が一番早かったんじゃないかなと思っています。ただ、その出し方なんですよね。河北新報をはじめ地元新聞社がどれだけ早く報じてくれるか、それで「早かったね」「いや遅いな」というふうに

評価されるというところもあるので、実は先ほど木村議員にもお答えしようと思ったんですけども、小規模事業者に、20%から50%の売上げが減ったというところに支援を出すというところも、この前、仙台市の市議会議員と話したら、「利府町さんはすごい」と、「20%から50%では仙台市は絶対できない。そういうことをどんどん打ち出してほかの市町村を引っ張って行ってほしい」とぐらいまで言われました。それぐらいスピード感とアイデアを持って取り組んでおりますので、これからもそのようにして取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） その施策ですけれども、報道での競争というのが何か物すごく気になるんですけども、やはりまず議会で承認された後に報道していただきたいと。それ以前に報道することが過去に利府町ではあるわけですよ。だから、後で恥かくのはやっぱりどなたかということなんですけれども、実際できなかったと、議会の反対でできなかったということもあり得ますので、その報道は確定してから報道に回すようにしていただきたいと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えします。

もうそのとおりでございます。最終的な議決機関の議会ということを見無視するわけにはもちろんいきませんし、私たちもそのつもりはございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、この質問ですね、出したのは先月の5月27日ですね、私はね。それで、その後、国会でやはり、「Go Toキャンペーン」とか、持続化給付金の委託先の中抜きとか予備費の扱いで迷走しております。でも、本町ではやはり迅速化なので決まってほしいというふうに、そして一気に実行していただきたいというふうに思います。

その中で、やはり国で救済できないことを現場の地方で救済する、困っている方を救済するというのがこの本旨だと思うんですね。それで、やはり現場の声を十分反映しなければならないというふうに私は考えるんですね。果たしてこの人たち、コロナで困窮しているのかと。先ほど、事例集は参考だみたいなことを町長はおっしゃいましたけれども、やはり困窮している人を中心に考えてこの助成事業を展開しなきゃならないというふうに私は思っております。ですから、今回の補正は、従前からの町の施策ではなくて、あくまでもコロナ禍が要因でございますから、やはり判断を間違ふことのないよう、私は切に望むわけでございます。その点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えします。

もうおっしゃるとおりだと思います。国や県がカバーできないところの困窮されている方、また困っている皆さんにどれだけ幅広く、素早く対応できて、その不安を解消できるかが町の行政の第一番目の考えることだと、こういうふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 次に移ります。

じゃあ、オリンピックですね。これは、町の答弁どおり、私も何も言うことができません。これからコロナが2次、3次来て、もうオリンピックに対することもひょっとして諦めなきゃならないかもしれないということもありますので、少しこの機運醸成についてはなかなか難しいことかと思っています。これについては、再質問はございません。

それでは、2番目のアフターコロナにおける教育について質問させていただきます。

まず、（1）番の休校時における児童生徒へのフォローについてです。

何しろ子供たちは、どこへも出かけられず家庭で過ごしたわけですから、ストレスとかフラストレーションがたまって大変だったと思います。ましてや、コロナ感染への恐怖が重なり、しっかりした子であってもちょっとおかしくなってしまうのも当然と思われれます。果たして規則正しい生活が送れたものかも、はた目からはもう心配でならないわけでありました。

よくお年寄りに使われる言葉で、「今日行くところは」とか「今日用があるのか」とかいう、「きょういく」「きょうよう」ですね、これがお年寄りだけじゃなくて子供たちもコロナによって奪われたわけですから、果たして学習に励めたとは思えないわけでございます。先生方の御努力で少しでも勉強に振り向いてくれただけでもよしとしなければならぬと思っております。

さて、6月1日で学校再開となり、3か月ぶりに学校へ帰ってきた本町の児童生徒の様子は果たしていかがだったのでしょうか。今は多分、試し学習とか慣らし学習期間と思われれますが、何か変わった点があれば、いい点、悪い点がございましたら御報告いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

これまでに経験のない長い臨時休業が明け、6月1日より、町内小中学校は以前のような子供たちの元気な声はずり戻ってまいりました。この臨時休業期間中、子供たちに大きな事故もなく、

長い休みではございましたが、1日に学校再開できたことは、地域の皆さんや保護者の御協力があって子供たちが無事学校再開の日を迎えられたと考えております。

これまでも、長い夏休みが明けた後は生活リズムを崩したり、それから急な朝早い学校の登校の時間になったりして疲れを感じたり、不安になったりする子供たちもおりましたので、今回の3か月の臨時休業明けは、さらに学校では心配をしながら迎えておりました。臨時休業中、家庭学習の連絡や家庭訪問、家庭連絡等を行い、子供たちの生活について確認してはいたわけですが、やはり長い休み明けの子供たちが心配なところであるということは事実だと思えます。

幸いにして、学校が再開して1週間と少したちましたけれども、子供たちの様子は以前と変わらない様子を戻しつつあると。中学校については、部活動が今週から始まりました。まだ2日ですかね。今後、学校の生活リズムに慣れて徐々に回復していくものと考えております。ただ、一方で、6月1日に休んだ子供もおりました。この子供たちについては、今後個別のケアが必要になると学校では考えているところです。

実際に臨時休業中には、家庭訪問や家庭連絡、メール、その他個別に対応しなければならない子供が多数いたわけですが、小学校については102名、中学校については71名の児童生徒に対して、小学校は200回程度、中学校は150回、それから面談等については、延べですけれども60回から70回、臨時休業中に行ってまいりました。この子供たち、プラス、学校再開して心配される子供については、少し長い目で個別のケアをしていく必要があるものと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） そういう子供たちもいるということで、しっかりフォローしていただきたいというふうに思います。

では、学習プランに入ります。（2）の今後の学習プランについてです。

午前中ですか、私の質問の分がほとんど今野議員の質問に入っていましたので、夏休み、冬休みの短縮ですか、それから土曜の授業、給食とか部活も予定していたんです、私はね。だけれども、割愛させて……（「じゃあもう終わりだね」の声あり）終わりなんだけれども、言いたいことがまだありますのでよろしく願いいたします。

あとほかに、水泳の授業ってありますね。あれもコロナの影響があつてちょっと怖いような気がします。プールサイドなんか密にもなるし、何か水の中に入るとコロナがやってくるような

気がするんですけども、水泳の授業は一体どういうふうになるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

水泳の授業は体育で行われるわけですけども、体育も含めてですが、感染症が心配される学習活動については、十分な感染症防止対策を取れると判断したときに学校で活動できるというようなことが文部科学省より指針として通知されております。これに基づいて一つ一つ確認をし、学校においては、体育の例えば具体的な運動について、密が想定される場合は中止しますし、密が回避できる活動を工夫して行うこととなります。

そういう意味で、水泳についてはいろいろ検討したんですけども、水の中では感染しないという報道もあったんですけども、着替えやプールの学習の前後で感染のリスクが高まるということもあり、町内の小中学校では本年度、残念ながら中止という決定をいたしております。

なお、補足ですけども、午前中答弁した、夏休み、冬休みの期間を短くして授業日を確保したということについては、教育委員会のほうで管理規則を変更し、授業日を確保しましたので、付け加えさせていただきます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） その次に、エアコンについてですよね。エアコンは、町内はもう既に完全完備と、町内学校についてはそういうふうに理解しておりますけれども、エアコンの機能ですね。内気だけ循環させるのか、それとも外気もちゃんと導入して循環させるものなのか、そのエアコンの機能についてお教え願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

結論から申し上げますと、エアコンについては小中学校全てに完全完備されたんですけども、外気を取り込む機能についてはついていないということでした。そのため、エアコンをつけっ放しにしていると換気が悪くなるという状況は生まれてしまいます。これを回避するために、「学校の新しい生活様式」で示された感染症に係る衛生管理マニュアルの中に常時エアコンを使う場合の注意点について述べられています。それを踏まえて、小まめな換気と消毒、それから手洗い、うがいなどの基本的な感染症防止対策を取って補うといいますか、幸い学校には、教室には出入口が2か所と窓が多数ございますので、天候にもよりますが、1時間の中で何回かに分けて換気をし、空気の入替えを行うということが必要になってくるということで、校

長会等で話をしているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 大変なことですね。やはりこの暑さ、今から感染症だけじゃなくてね、昔は日射病と言ったんですけれども、今は何て言うんですか。（「熱中症」の声あり）熱中症ですか。熱中症にも気をつけなきゃならないということで大変な、子供たちもちょっと夏休みも短くなって大変だと思いますけれども、学校の先生もよく管理していただきたいというふうに思います。

それから、学校行事ですね。例年、秋口からいろいろなイベントがあると思いますね。例えば、体育祭とか、あと学習発表会、議員たちも呼ばれますけれども、あとスクールバンドフェスティバルとか呼ばれますけれども、こういうものは事前にやっぱり練習していないとできないものなんですけれども、こういう行事等はどのようになるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

学校行事、それから集会等も含めてですけれども、繰り返しお話ししておりますが、3つの密を避けるなど感染症防止対策を講じた上で実施することを前提としております。一つ一つの行事については、学校が教職員で相談をし、子供等の状態を見ながら判断することになりますが、大きな行事については庁内で話し合いを行っております。感染症防止対策と教育活動の両立の観点から、現時点では10月に小学校の運動会、中学校の体育祭を実施することとしています。感染症防止対策の観点から、学習発表会やスクールバンドフェスティバル等、狭い空間に大勢の人数が入るような環境下はまだ感染のリスクが高いというふうに考えられますので、現在のところ中止という方向で考えているところでございます。

そのほか、一つ一つの学校行事、大小にかかわらずですね、それから集会や授業、全てにおいて感染症防止対策が講じられるかどうかということが一つの判断としてございますので、一つ一つの活動についてよく吟味しながら、最大の注意を払って教育活動を行っていくということで共通理解を図っているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） それから、延期になっていると思うんですけれども、大体5月、6月に行われる修学旅行ですね、この点については一体どうなるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

今年度の早い段階に、4月に中学校の修学旅行、6月に小学校などが組まれておりましたので、昨年度末からこの修学旅行は延期する方向で手続を取ってまいりました。小学校6年生、中学校3年生とも現時点では実施時期を秋に延期しています。しかも、学校によっては、9月に一度予定をして、9月が駄目なら11月という2段階で計画しているところでもあります。

実施に当たっては、感染症防止対策を講じた上で、方面や内容の決定については全国の感染状況を踏まえつつ、特に行き先ですね、行く先の感染状況を踏まえつつ、取扱い業者と十分に打合せを行った上で、児童生徒や保護者に対して十分に説明を行い、意向を確認した上で判断するよう学校には通知しているところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今、受入先ですね、そういうところも問題があると思うんですけども、私からの要望ですけども、ぜひ修学旅行は行かせてやりたいと私は思っているんです。なぜかという、ほかの行事が一切駄目ですよ、中総体から何から。ということは、例えば最終学年になる今の小6、中3は、その1年間の思い出がなくなってしまうわけですよ。最大の思い出は、皆さん、修学旅行だったかと思うんですよ、私たちの世代から見ても。それで、これだけはぜひやっていただきたいと。ただ、バスとか密になったりするというのであれば、やはりバスを増便させて行かせるとか、そういう資金的なものも町で助成してもらおうという形でやってもらいたいというふうに思います。

例えば、小6、中3の卒業アルバムを考えちゃうと、ほとんど行事なくなって、卒業アルバムに自分の顔だけしか残っていないということであれば、本当にわびしいというか悲しいものでございますので、ぜひとも修学旅行だけは実施の方向で検討していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

伊勢議員おっしゃるとおり、修学旅行などは子供たちにとっては学校の教科学習では得難い大事な学びの場ですし、子供にとっても大きな成長の場であります。これを考えますと、一概に感染症の心配があるから全て中止なんだということではなくて、可能性を探って最大限の対策を取りつつ、実施を判断してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、学校行事のみならず、今後、感染症防止と教育活動の両立を図る上では

様々な課題が出てくると思います。教育長からは、焦らずゆっくり、一つ一つ丁寧に確認しながらその都度協議し、相談し進めていくということで校長会などで話をしておりますので、9校の学校との情報を密に取りながら、一つ一つ課題を克服してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 最後に、学習面でお聞きいたします。

臨時休校が3月に始まったわけですから、前年度の3月、最終的に各学年とも学年末に当たる部分で、総仕上げというか最終部分が結局休みになったわけでございます。それから、その点で英語とか算数・数学、こういうのは積上げ学習なので、最後の積上げができなかったと。総まとめの部分ですよね。そういうのを次年度にまた繰り越すみたいな形で始まると思うんですけども、何しろ3か月たっていますので大変だと思いますけれども、今からそうやってフィードバックして、復習する時間を確保しないといけないということもあります。

大変でございますけれども、小学生でいえば、私、書道をやっていますので、漢字を子供に教えるという機会が昔ありました。そのときにはやはり漢字学年別配当表ってありまして、その学年ではこういう漢字を習うんだということで、それをその学年で読めて書けないといけないということ、そういう指導だったわけですね。それが延び延びになってくるとたまってくるわけですね。そういうのも大変なことになるので、これは3か月の空白というのはやはり大きな問題だったというふうに思っております。

学習面で、とにかくじっくり時間をかけられない児童生徒が中にはおるとは思いますけれども、先生もその負担で大変だと、重責あると思いますけれども、今からどのように解決していくか、その点をお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

3か月の休みですので、当然、学習できなかった部分があるわけですが、先ほどお話ししたとおり、これを夏休みと冬休みの授業日を増やすことで一部取り返そうという計画を立てております。

なお、臨時休業分の学習については、前年度分についてはですが、中学校3年生、つまり昨年度の中学校3年生、今の高校1年生については、卒業式を間近に控えての臨時休業でしたのでほぼ履修は終えているというところです。昨年度の6年生、今の中学1年生でございます。こ

これは、卒業まであと数日がありましたので、当然学習できていない部分がありました。これについては、各小学校から中学校にその学習できなかった分の内容を伝え、授業について、中1の早い段階でその学習が履修できるよう計画を立て直しました。

それでもなお不足、あるいはフィードバックする必要があるものについては、学習内容の系統性や関連性を踏まえて、つまり重複している部分や繰り返されて出てきている部分、あるいは少し前に戻って新たな学習を進めるべきものについて注意深く指導計画、指導時数を見直して履修するよう計画を立て進めるよう指示しているところです。まだ全部上がっていないんですけども、6月1日現在で年間の指導内容と指導時数がどのようになるのか、9校から情報を集め、それを9校で情報共有して、さらに質の高い計画になるよう今後進めてまいります。

それから、各教科・領域の指導時数の調整等を行っていくわけですが、何度も繰り返しますけれどもここには感染症防止対策というのが絡んできますので、感染リスクの高い活動については工夫をして行っていくということを引き続き実施してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 大変な、今から本当に重労働に当たることだと思いますので、何も応援できませんけれども、しっかり対処していただきたいと。

一番気になるのは受験関係なんですよ。受験関係では、文科省とか県から何かそういう指導みたいところで通知とかあるんでしょうか。その点お聞きいたします。その内容もちょっと、分かる程度で。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。すみません、ちょっと探します……。

5月13日付で文部科学省より、「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」という通知がございました。これは、各都道府県、市町村全てに通知されております。

内容については、高校入試に当たって、その資料となる部活動の結果でありますとか、行事等の結果でありますとか、そういうものを反映するようなものについては十分配慮を要すること、それから学習評価、出席日数についても、臨時休業が入っていますのでこれをも十分に配慮すること、そして高校入試選抜の出題範囲や内容、方法についても十分配慮するという通知が全都道府県に参っております。

これを受けて、県から6月1日付で、宮城県高等学校入学者選抜に係る配慮事項等について、入学志願者が不利益を被ることのないよう、入学者選抜審議会委員及び中学校、高校、PTA関係者から意見等を踏まえて検討しますので、追って通知するという旨の県からの通知が今現在入っております。これを見ますと、出題範囲、出題方法について、十分に考慮されて来年度の高校入試が実施されるものと考えております。

なお、今後詳しい通知が参りますので、各中学校に通知をし、十分に配慮して進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 最後に、本町の教育基本計画がございますね。その教育基本計画ですけれども、新聞紙上でちょっと仙台市のことを書いてあったのでありますけれども、教育基本計画はもうそろそろ改定になるのでしょうか。それも、このコロナ禍で影響も出てくるのでしょうか。その点お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 新聞に掲載されました仙台市教育プランの策定について今お話しされましたが、仙台市の場合、第2期教育振興基本計画を基に制定した施策が令和3年度末に終わるということで、有識者に意見を聴いているという記事だったと理解しております。

本町においては、教育振興計画については、平成25年3月に令和4年までの10年間の計画を策定しております。その計画を平成29年に一部見直しをしております。そして、現在に至っております。

今後は、新たな教育計画の作成に向けて、令和3年度中に検討委員会を設置し、新たな振興計画の策定に向け進めてまいります。その過程では、学識経験者や関係団体の代表をメンバーにした検討委員会を開催することになりますので、そこで広く御意見をいただくことになると考えております。検討に当たっては、今回の感染症の影響でありますとか、教訓でありますとか、子供や社会を取り巻くその時の環境を踏まえて進めていくことになると考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、8番 伊勢英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時30分とします。

午後2時17分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔3番 鈴木晴子君 登壇〕

○3番（鈴木晴子君） 皆様、お疲れさまでございます。

3番、公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には、3点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、「利府町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定について。

厚生労働省は、第8期介護保険事業計画の基本指針の素案を提示いたしました。素案では、団塊の世代が75歳以上に到達する2025年と、生産年齢人口が急速に減少する2040年に向けたサービス基盤や人材基盤の整備に関する記載などを充実させる方針を打ち出しております。

以下、町の検討状況をお伺いいたします。

（1）第7期計画までは、実績踏襲型の計画であったが、第8期計画はビジョン達成型としていくことが重要であるとの指摘があります。町として方向性をどのように考えているのか、お伺いいたします。

（2）今後の需要を見据えた介護サービスの基盤と人的基盤の整備について、町の考えをお伺いいたします。

（3）第7期計画に引き続き、「地域共生社会の実現」は重要な項目であります。町としての具体的な取組をお伺いいたします。

2、認知症施策について。

認知症の人数は500万人を超え、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれております。認知症は誰もがなり得るものであり、多くの人にとって身近なものとなってきております。認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症と共によりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域、環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、2015年に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が策定されました。さらに、昨年6月には認知症施策推進大綱が策定されました。

町としての認知症施策の取組について、以下の点をお伺いいたします。

（１）利府町認知症ケアパスが、平成30年に策定されました。取組状況をお伺いいたします。

（２）認知症サポーターの活躍の場として、チームオレンジを立ち上げている自治体がございます。町も取り組んではどうかお伺いいたします。

（３）9月21日のアルツハイマーデーを認知症啓蒙の機会として取り組んでいる自治体があります。町でも取り組んではどうかお伺いいたします。

（４）認知症予防の取組として、通いの場の充実が求められております。取組状況をお伺いいたします。

（５）町の「はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」は、事業者に人的に搜索活動に協力してもらうシステムでございます。自治体によっては、24時間365日GPS機器による見守りシステムに補助を行っておりますが、町も検討してはどうかお伺いいたします。

3点目、フレイル予防対策について。

厚生労働省は、介護が必要になる手前の状態「フレイル」を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、今年度から75歳以上の人を対象にフレイル健診をスタートすることとしております。新型コロナウイルス感染症の影響により、家に閉じ籠もり気味の高齢者が増えており、早急な対策が必要と考えます。町のフレイル予防に対する取組をお伺いいたします。

（１）これまでの介護予防では、身体機能の向上を中心に実施され、フレイル予防につながる口腔機能向上及び低栄養防止に向けた対策が十分ではないとの指摘があります。このことについて、町として今後どのように取り組むのか、お伺いいたします。

（２）先進自治体では、フレイルサポーターの養成やフレイルチェック講座等を行っております。町としても行ってはどうかお伺いいたします。

（３）今後行われるフレイル健診のデータをどのように活用していくのか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、「利府町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定について、2、認知症施策について、3、フレイル予防対策について、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の「利府町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定についてお答えいたします。

まず、（１）の第8期介護保険事業計画の方向性についてでございますが、現在、計画策定に当たり、町民の皆様を対象にアンケート調査を実施し、介護事業へのニーズや介護の今後の取り組むべき課題などの分析をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、第7期計画は、現在のサービスを必要とする利用者が今後も続くと仮定し、過去の実績を踏襲する実績踏襲型でしたが、第8期計画では、地域が目指すビジョンを明確にすることが求められております。

本町のビジョンにつきましては、国の基本方針に基づきながら、必要とされる町独自の事業の方向性を見極めたいと考えておりますが、現時点では、要介護者の生活の継続性の確保や家族等の就労の継続の可能性などを基本に検討してまいりたいと考えております。

次に、（２）の今後の需要を見据えた介護サービスの基盤と人的基盤の整備についてでございますが、本町においても今後、高齢化が進む中、必要とされる介護サービスは年々増加すると考えており、要介護者が住み慣れた地域や住まいで暮らし続けることができるサービス提供を今後も行ってまいりたいと考えております。

また、本町の介護施設は、現在、満床にはなっていないため、ハード面での整備は充足していると認識しておりますが、全国的な介護職の人材不足により、町内においても空室があるものの受入れができないという施設があることも事実でありますので、今後、県に対し、介護職の養成を行ってもらうよう、塩釜地区2市3町でも呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、（３）の地域共生社会の実現の取組についてでございますが、現計画では地域包括ケアシステムの深化・推進を掲げており、主な取組として、地域の資源を活用した高齢者の居場所づくり事業や緊急通報システムの設置、配食サービスによる見守りを行っております。

また、認知症初期段階の支援として、医療機関と連携を図り、地域包括支援センターを総合相談窓口として、病院や地域でのネットワークの構築を行っております。

これらは、第8期計画においても重要な施策であると認識しておりますので、引き続き町民ニーズを把握した上で、事業計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の認知症施策についてお答え申し上げます。

まず、（１）の利府町認知症ケアパスの今後の取組についてでございますが、現在、本町で作成したケアパスでは、認知症に関する理解や早期対応の必要性などを紹介し、町内関連施設に設置しております。ケアパスを活用することで相談先を知ることができ、本人とその家族に対するサポートにもつながることから、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと連携する

とともに、町内の医療機関等への設置も含めて検討するなど、引き続きケアパスの普及に努めてまいります。

次に、（２）のチームオレンジの立ち上げについてでございますが、本町においてこれまでも、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座などを開催し、オレンジリングを配布しているところでございます。しかしながら、チームオレンジの立ち上げについては、組織としての運営方法等、仕組みづくりにおいて精査が必要であると考えており、現在は未設置となっております。

今後、先進自治体の事例も参考にしながら、認知症に関する事業への地域での取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、（３）のアルツハイマーデーの本町における取組についてでございますが、９月の世界アルツハイマーデー及び月間に合わせて、今年度からパンフレットの配布やのぼり旗の設置による啓発を実施する予定であります。

また、総合相談窓口である地域包括支援センターと連携し、認知症に関する相談体制を強化しながら、認知症ケアパスの普及も併せて実施してまいります。

次に、（４）の通いの場の充実についてでございますが、本町では、認知症高齢者やその家族及び地域住民の皆様が認知症や介護について気軽に語り合える場として、認知症カフェを月に１回、十符の里プラザと北部地域包括支援センターの２か所に開設しております。これは、当事者の方の声を聴くことができる貴重な機会でもあり、家族からも大変喜ばれている事業でありますので、今後も参加しやすい環境づくりを行うとともに、開催について広く周知してまいります。

次に、（５）のGPS機器による見守りシステムについてでございますが、本町では、家族や警察から行方不明の連絡を受けた場合には、協力事業者が加盟する「はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」を活用し、捜索を行っております。

議員御提案のGPS機器を活用しての捜索活動については、徘徊高齢者をいち早く発見するための手法として大いに期待できるものと認識しているところですが、個人のプライバシーや人権問題への配慮が必要であることなどから、実施する上で検討しなければならない点も多くございますので、先進自治体の事例などを参考にし、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、第３点目のフレイル予防対策についてでございますが、（１）と（３）については関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

フレイルとは、加齢に伴い筋力が衰え疲れやすくなったり、家に閉じ籠もりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰えのことで、高齢者の多くはフレイルの時期を経て徐々に要介

護になる可能性が高いと言われております。

フレイル予防には、運動機能や口腔機能の向上、低栄養防止への取組が必要であり、本町におきましては、平成30年度から介護予防教室や地区での集まりに参加するきっかけづくりを推進するとともに、各種教室においてフレイル予防を実施してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症により、在宅で過ごすことが増えたことによる運動不足の解消と低栄養にならないために、4月にフレイル予防に関するチラシを全戸配布するとともに、ホームページにおいて自宅でもできる介護予防の運動と食事のポイントの動画配信を行っております。

さらに、今年度から、75歳以上の方を対象とした後期高齢者健康診査の中でフレイルに関する問診項目を追加し、確認することとなっております。このフレイル健診の結果については、今後の口腔機能向上、または低栄養防止等への取組を検討する資料として広く活用してまいりたいと考えております。

最後に、（2）のフレイルサポーターの養成やフレイルチェック講座の実施についてでございますが、本町において現時点では、オープンスクールやダンベルメイト、介護予防などのサポーターが地域で活動しておりますので、今後これらのサポーターを活用しながら、地域でのフレイル予防への取組にも生かしてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

1点目、（1）の町としての方向性のところでございますけれども、第8期計画におきましては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに、現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画することが位置づけされることが求められております。町としても、この5年間で、第8期の計画の中ですが、今までで一番高齢化率が大きく上がる時期でございます。

アンケート調査を実施して、今後の町の事業の方向性を見極めていくということではございますけれども、今このときが事業の方向性を見極める大事なときであると思っております。このまま高齢者の方に、利府町に住み続けられる、利府町にずっと住んでいられる、安心だと思ってもらえる計画にすることが大事であるというふうに思っておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えいたします。

もうおっしゃるとおりでございます。これから高齢化が一気に進む中で、私たちも慎重に取り組んでいかなければならないということ、その前段階、しっかりやるためのアンケート調査ということで捉えていただければなというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 大事な計画ですので、今後、審議会等いろいろなところでこの計画について話合いが持たれるかと思うんですが、町の姿勢というものも持っておくことが大事と思っております。

そういう面では、この急激に増えるときに町として、元気な高齢者を増やしていきますとか、健康寿命の延伸に力を入れていきますというような大きな方向性を持って話合いに臨んでいくべきというふうに思いますが、すみません、もう一度、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

いや、もうおっしゃるとおりでございます。私どもの町は、スポーツの町ということで勇名を馳せておりますし、私もコラムの中で「スポーツインライフ」ということで、いかにスポーツを日常生活に取り入れて健康寿命を延ばしていくかということも取り扱っております。そういった意味では、これは高齢者のみならずですけれども、町全体の町民の皆様が元気で過ごせるようなまちづくりということの姿勢はずっと取っているつもりでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 元気な高齢者のためにしっかりとした計画をというふうに思うんですけれども、その介護保険事業計画に向けた基本指針への検討委員からの意見としまして、市町村が介護予防、健康づくりを推進するに当たっては、高齢者の状態について、介護を要しない状態から介護を要する状態の間を連続的に変化しているものと捉え、支援するという視点が重要と考えることがあります。単に要介護状態になることを防げということではなく、どの状態にあっても、たとえば要介護状態になったとしても、その人らしく暮らせるよう、住民一人一人が維持・改善に取り組める支援をしていくことが必要である。この考えは、国の健康・医療戦略にも記載されております。基本指針にもこの文章を記載していただくことで、効果的な取組の実施につながると意見がありました。この部分をしっかりと掲載していくべきと考えますが、町の考えをお伺いいたし

ます。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

計画の中では、ぜひそういう中身のものも入れながら、町の介護保険の運営会議の中でも検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、（2）の介護サービスの基盤のほうでございますけれども、現在、ハード面は充足しているというふうな答弁でございましたけれども、町の後期高齢者の人口につきましては、計画の中の第7期計画の推計でございますが、2020年は3,703名であるところが、2025年には4,795名、約1,000人の増となっております。

また、要介護認定者も約400人増えるとの推計があります。400人の要介護認定者が増えるという部分で、今のままで、現在は充足しているんでしょうけれども、この5年間の中のまずは3年間の計画にはなるんですけれども、計画に対して人数的に増える部分で、今の状態で大丈夫というふうな考えでよかったのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

現在の状況ではもちろん充足しているという形で、先ほど町長の答弁にもありましたけれども空室もある状態で、スタッフ不足というところが最大の要因になっているかと思います。

今後の認定者の増え方でございますけれども、約400人ほど増えるというような推計も出ておりますけれども、その場合、大きな箱物の50人とか100人規模の施設を建てるのではなく、いわゆる地域密着型といいます介護保険の中でも利府町の住民の方だけお使いいただけるような施設にせよ、通所型の施設にせよ、そういうサービスのほうの充実を検討していくべきではないかというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 利府町の中でできるサービスという部分では、やはり人的サービス、人の人材不足があるかというふうに思うんですけれども、今課長が答弁された内容の中で人が足りていくかというふうな考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

人的な部分につきましては、今の制度のままですとなかなか、介護職に就かれる方は増えていくようにはちょっと考えにくい部分がございます。そちらにつきましては、町長の答弁にもございましたけれども、先日の2市3町の広域行政のウェブ会議の中でも介護施設の職員の不足について首長さんたちの話合いがありまして、うちの町長のほうから、ぜひ2市3町で県のほうに声を上げていきたいというような意見がございまして、ほかの首長さん方からも、ぜひそういう形で検討していきたいというような中身の検討、意見が出されておりましたので、そちらの方向を担当の主管課長のほうでも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） やはり人が不足しているという部分で、経済産業省では2018年4月、少子高齢化の進展に伴い、今後、日本の生産年齢人口が減少し、深刻な労働力不足を招く可能性があり、こうした趨勢は高齢化に伴って需要が増加することが見込まれる介護サービス分野が顕著であり、介護サービス分野における労働力不足が介護離職を招き、各産業における労働力不足に拍車をかけるおそれがあるため、早急な対応が必要だということと言及をいたしました。結果、多様な方向性として介護予防を推進することと、高齢者の社会参加を方向性といたしました。その中で介護サポーターの導入の推進を言っております。

それで、県のほうでも、先ほどお話ありましたけれども、別な部分では、県では元気高齢者を介護助手として募集し、各地域の施設で働けるようにする事業を昨年度始めました。町としても元気高齢者の方に、有償ボランティアとして介護サポーターや地域での見守りヘルパーとして活躍できる場をつくっていくことが必要ではないかというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

元気な高齢者の活躍の場ということでございますが、本町におきましては現在、高齢者いきいき活動ポイント事業を実施しておりまして、県が今活動を始めましたということで、本町についてはその前から、各介護施設、グループホームでボランティアをしていただく方について、ボランティアをした場合にはポイントをつけまして、後で付与転換交付金として年間最大5,000円を差し上げるような事業を実施しているところでございますが、なかなかまだちょっと登録者数が増えていないので、今後もう少し力を入れていかなければならないと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ボランティアをしている部分はよく分かっているんですけども、そのボランティアのポイントでは、年間で5,000円という部分では大分少ないので、この介護助手というのは約800円から1,000円ぐらいの時給だったと思うんですけども、やはりそこまではいかななくても有償ボランティアとしてそれなりの時給のあるボランティアを募集して、介護サポーターとして活躍してもらえるような、人材不足についてはこのような仕組みづくりが必要ではないかというふうに思いますが、この第8期計画の基本指針でも有償ボランティアをするということを推進しておりますので、その部分、もう一度お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

有償ボランティアでございますが、町としましては、現在の高齢者いきいき活動ポイント事業をもう少し見直しをして、登録者数が増えまして、元気な高齢者がどんどんこの事業に参画していただいて、協力をしていただきながら元気な高齢者が高齢者を支えるような仕組みづくりをしていきたいということで現在見直しを図っている途中でございますので、また検討が終わりましたらお知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ、時給の高い有償ボランティアになることによって、人材不足の解消と元気高齢者が増えていくのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

次に、（3）の地域共生社会のほうでございますけれども、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での最終取りまとめの中に、市町村における包括的な支援体制整備として、地域住民の複合的・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきとしております。

手上げ式の任意事業ではありますが、介護、障害、子供、困窮などの相談支援に関わる事業を一体として実施する、断らない相談支援体制というふうになっております。地域包括ケアシステムを図っていくためには、このような相談支援体制も整えていかなければならないというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

断らない相談支援体制でございますが、本町におきましては今、介護保険と高齢者福祉計画の

見直しをする年度でございますが、時同じくしまして保健福祉課の福祉班のほうでは、地域福祉計画、障がい者計画、障がい児計画のほうも策定を同時に行っている最中でございます。それを考えますと、横の連携を取りながら、この共生する社会の見直しということで、全てにわたって、全ての方の相談ができるという体制がすぐにはつくれないと思うんですが、できるところから連携をして、同じ計画の中で検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 地域共生ケアシステムをまとめていくためには大事なことだと思いますので、そのように進めていっていただきたいと思います。

次に、大きい2点目の認知症施策についてに行きます。

（1）の利府町認知症ケアパスについてでございますが、こちら、更新をするのかどうかという部分、先にお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

現在、介護保険の計画、高齢者福祉計画の見直しをしておりますが、その見直しが終わりましたらもう一度、こちらの認知症ケアパスについては見直しが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今のケアパスもすばらしく見やすくいいものだというふうに思うんですが、岩沼市の認知症ケアパスを見ますと、今現在の認知症の方の状態に合わせたサービスの流れが一覧になったものがありまして、見やすいものがあります。そのようなものも参考にされるとよろしいのかなというふうに思いました。

それから、認知症大綱の立案の過程の中でのお話でございますが、「認知症予防」という表現が議論を呼び、修正がなされました。認知症というのは、なるかならないかというよりは、いつなるかというものであり、予防という言葉を使うと認知症の人がまるで予防の失敗者と見られてしまうということでもございました。この考えは本当に重要なことだと思います。今の利府町の認知症ケアパスにも、「認知症を予防するためには」というふうな記載がありました。その部分を、掲載方法等をもう少し検討する必要があるのではないかというふうに思いますが、この2点についてお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

すみません、その予防のところについては、ちょっと私も見逃しておりましたので、もう一度再検討をさせていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ、その部分を検討していただいて、サービスの流れのものも一覧になっているものがやはり見やすいのかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、2点目のチームオレンジのほうに行きたいと思いますが、こちらですね、保険者機能強化推進交付金の中では大分大きな点数に、この設立をすることによって点数を頂けるような形になるのかなというふうに思います。その中に、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築ということで、加算40点という部分ではかなり大きな加算点なのかなというふうに見ております。

また、2025年を目標に、全市町村で認知症サポーターを中心とした支援チームの整備を目指すというふうにも国のほうではなっておりますので、今回の第8期計画に掲載すべきものというふうに捉えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

チームオレンジでございますが、当初、もともと認知症サポーターについては、お一人お一人認知症を理解して、近所や知り合いの方の中で、あと御家族の中で認知症で悩んでいる方に寄り添って、独りで悩まず、傾聴し、しかるべきところに、相談場所ですね、そういうところにつなげてあげるというようなもともと始まったものだったんですが、そこからまた拡充をいたしまして、チームオレンジという団体の中で、地域で認知症をサポートしていこうというような事業に変わったものでございます。

現在、利府町では、ステップアップ講座を修了した方が、平成30年度は110名、令和元年度は45名というふうになっております。認知症のサポーターにつきましては、高齢者人口から見まして利府町は5.4人に1人の方が認知症サポーターになっていらっしゃるんですが、県の平均が2.8名なんですね。ちょっとまだ利府町は県の平均値には至っていないというところで、チームオレンジというよりは、まず認知症のサポーターの方をもう少し増やさなければならないという課題があるというふうに考えておりました。

チームオレンジにつきましては、その認知症サポーターの方が増えていった中で、なかなか認知症の家族の方に寄り添うというのが団体でできるかというところもございますけれども、町と、あと支援している地域包括支援センターと、それから認知症のサポーターのステップアップ講座が終わった方々の中で、自分たちが何ができるかということを今後検討していきながら、もし計画に盛り込めるところは盛り込んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今、認知症サポーターの数が県内では低いほうだというふうな部分を課長のほうからお話しありましたけれども、実際そういうふうな状態であることは私もよく理解してはいたんですが、その少ない要因というのがもしかすると、学校での認知症サポーター養成講座の開催がないからではないのかなというふうに思います。今の時期にそれをするのはちょっと大変な部分かなというふうには思うんですけども、このコロナ禍が収束したときにはそのような部分もしっかりと考えて、若い人たちにもなっていただくような形をとっていただきたいなというふうに思います。

次に、3点目のアルツハイマーデーのほうに行きたいと思います。

先ほど、予防という言葉が物議を醸したというふうな部分のお話をさせていただきましたけれども、そうしたら課長は御存じなかったようだったんですけども、この考え方は物すごく重要だというふうに思っております。そういう部分では、このアルツハイマーデーのときに、この考えを浸透していくときとしても使えるのではないかというふうに思います。

それから、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる、利府町は認知症に優しい町だ、認知症になっても住み続けられる町だという町の姿勢をアピールできるととてもいい機会になるというふうに思っております。そういう部分で、先ほどポスターであったりだとかのぼり旗を今年度からするということではありましたが、今年度からそのような取組をするところは本当に素晴らしいなと思いますけれども、講演会の開催であったりだとか、オレンジライトアップをしている自治体とかがあります。こちらも保険者機能強化推進交付金の対象になっておりますので、積極的にこのような取組も、のぼり旗とかポスターとか以上の取組をしていくべきではないかというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

まず、講演会の開催でございますが、今年度は予定しておりませんでした。何回もこの一般質

問等の中でも出てきていますように、新型コロナウイルスの感染の問題もございまして、講演会が開ける状況下に今はないので、来年度等に向けて検討していきたいと考えております。

それよりも、先ほど出ておりました認知症のケアパスの部分について、相談体制の強化というふうに町長の答弁にございましたが、そのほかに各医療機関、それから歯科医院等にもこの認知症ケアパスの冊子を置かせていただいて、先生方からもそういう形でPRしていただけたらいいのかなというふうには考えておりました。

そのほかに、オレンジ色のライトアップの件なんですけど、先日の地方創生臨時交付金のときも病院の関係者にとということでライトアップの話も出たことがあったんですけど、ライトアップする場所が役場の庁舎ですと、あの壁の色にあれして、そのブルーだったり今回のオレンジ色というのがうまく表現できるかという課題もありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 検討していたということでは、ライトアップできる場所があればできるというふうな捉え方でよろしかったのでしょうか。ぜひ検討していただきたいなと思います。

次に、（4）の通いの場の充実でございますけれども、通いの場ではスクリーニングを実施することが大事ではないかというふうに国は言っております。認知症カフェだけではなく、町には各地域に約70か所の通いの場があります。そういう部分では、来ていただいている皆さんに定期的に健康状態の把握等をして、分析していくことも必要ではないかというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

認知症カフェだけでなく、一般の住民の方が70か所等でやっていらっしゃる通いの場について、やっていただける方が一般の住民の方ですので、あまり堅苦しくない形の健康チェック、例えば口頭による健康チェックとか、そういうものも今後考えていければというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） やはり認知症は、早い段階での対策というか対応が大事なかなという部分では、集まってきている皆さんの目で、皆さんで確認しながら、皆さんで支えていくという考えが大事かと思っておりますので、実施していただきたいと思います。

あと今、町で2か所、認知症カフェを行っているということでございますが、どなたでも参加

できる状態に今なっております。国のほうでは、認知症カフェを充実するという部分では、本人ミーティングや家族介護者の教室であったり、ピアサポーターによる活動の支援であったりだとかをするようにというふうに、こちらも保険者機能強化推進交付金の加算点になっているものですから、このような部分、開催するのは本当に大変なことではあります、開催を含めて検討していくべきではないかなというふうに考えますが、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今年度より、強化推進交付金の中で地域包括支援センターの部分も交付金として認められるようになりましたので、その中で、主に認知症カフェにつきましては中央と北部の各包括支援センターが実施している事業になりますので、そこでどのくらいの範囲でできるか、今後、ちょっと今まで新型コロナウイルス感染症の関係で話し合い等もできておりませんでした、今月から話し合いを地域包括ともやることになっておりますので、その中で再度検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ、充実した内容で行っていただきたいと思います。

それから、（5）番目に移ります。

G P Sの部分でございますが、こちらは私、実は平成27年の9月の議会でも提案させていただきました。その後、ちょっと残念だったんですけども、防災無線を通して検索というふうなことも町内でありました。慎重に検討するというところでございましたが、その慎重というのは、人権とかそういうふうな部分で慎重に検討しなければいけないことがあるという考えなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

議員が今おっしゃったとおり、人権的な部分でやはり、認知症の方であっても人権がございますので、そこら辺で本人の了解を取ったりとか、あと説明をしたりしながら、できるかというところを検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） このG P Sなんですけれども、介護保険が適用になる、そういうふうなG P Sも今はもうあるようですので、その人権という部分をしっかりと町でも検討していただい

て、早期に実現していただきたいなというふうに、検討を早くしていただきたいなというふうに思います。

次に、3点目のフレイル予防のほうに行きたいと思います。

（1）の口腔機能向上と低栄養防止でございますけれども、口腔機能の低下は動脈硬化を起こしやすく、心筋梗塞や脳梗塞になる危険もあります。ほかにも、糖尿病の悪化や関節リウマチなど様々な関連が言われておりまして、また、誤嚥性肺炎のリスクも高くなります。

仙台市では、口腔機能向上プログラムというものを通いの場で行っておりまして、20回コースと12回コースとあるようなんですけれども、以前の議会でもこの部分は提案させていただいて、検討していくというふうなことはありましたけれども、やはりこの口腔機能の向上はとても重要なものであるというふうに考えますので、このようなプログラムを行っていくことを検討していくべきではないかというふうに思いますが、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

以前に、ちょっとすみません、今から何年前になるか分からないんですが、このフレイルと言われる前に特例高齢者把握事業という、問診事項については全く同じ中身だったんですが、その中で口腔機能向上、低栄養防止、それからあと運動機能向上という3つのプログラムごとに教室を実施していた時期がございます。運動機能についてはやはり関心度が高く、対象になった方々の出席が多かったんですが、口腔機能と低栄養についてはなかなか、お誘いしても出席がいただけなかったような時期がございました。

その時代は、65歳以上対象でございましたが、今回は75歳以上ということで、健診の中にフレイルの問診事項を追加しておりますので、そちらのデータをですね、今回、国保のシステムのほうに結果が入りますので、それによってちょっと分析を行って、もしかして地域ごとに何か課題が見えてくる可能性もございますし、その場合は課題の見えた地区に対して、こういう口腔機能なり低栄養のほうの防止に向けた取組をしなければいけないと思いますし、そのほかにも何か課題として出てくれば事業の中に反映していきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 低栄養のほうなんですけれども、平成29年の国民健康栄養調査の報告によりますと、65歳以上の高齢者の低栄養の人の割合は16.4%で、およそ高齢者の6人に1人が低栄養状態であるとしております。低栄養状態は筋肉量が低下し、そのことによりサルコペニアや転

倒しやすくなったり、骨折の危険が増加するとしております。

神奈川県の大和市では2011年度より、市内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象に介護予防アンケートを実施し、低栄養またはそのおそれのある者を把握いたしました。この栄養改善対象者は、追跡調査において、回答後の1年半後にはおよそ3人に1人、2年後にはおよそ半数近くが重症化、要介護認定か死亡ということが分かったということで、そこで2013年度より対象者に対しまして、市の管理栄養士による訪問栄養相談を開始いたしました。

栄養相談の内容としましては、6か月に3回の訪問を1クールとして、初回訪問では体重減少の理由、生活状況、食事内容、活動量、食材購入状況などを丁寧にアセスメントし、低栄養状態を改善するための個別目標を作成して、6か月後には目標の達成度を評価いたしました。そうすることにより、介入した人は介入しなかった人に対して約4分の1に抑えられたというふうな結果があったようでございます。

そういう部分では、先ほど地域別に把握するかというふうなお話がありましたけれども、このような介入を行うことにより、要介護状態であったりだとか死亡してしまうことを大分防ぐことができるのかなというふうに思うので、このような部分もしっかりと検討していただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

大変いい参考になる先進地の話題を今いただきましたので、今後、そういう効果の上まっている自治体の様子も検討させていただきながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、（2）に移ります。

フレイルサポーターとフレイルチェック講座でございますけれども、福井県では、フレイルに関する1日間の研修を受けた地域の高齢者がフレイルサポーターとなって地域の仲間たちのフレイルチェックを行い、地域の活動の中でフレイルの予防に取り組む事業をしております。このように地域の高齢者の方が、高齢者の方と皆で共有し合っていくというふうな考えはとても大事な点というふうに思います。

今も70か所以上の通いの場があるという部分では、その場所場所でもちょっとは行っていることもあるのかなというふうに思うんですけども、しっかりと各地域の通いの場でフレイルの予防について取り組んでいくことが大事じゃないかなというふうに思いますが、お伺いいたしま

す。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

後期高齢者の健診の中で、フレイルの問診事項の追加があるわけなんですけど、必ずしも後期高齢者の健診を受ける方が利府町の後期高齢者全員ではございませんので、一つのやり方としてやはり地域における通いの場で、全体で15項目の質問票になりますので、そちらのほうを利用しながら地域包括支援センターと町とで一緒に支援しながら実施してみるのも、一つの事業を見いだすための評価になるかと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 最後に、（3）のフレイル健診データの活用でございますが、先ほども地域ごとに見ながら活用していくというふうなことでございましたが、後期高齢者を対象にした健診で使われていた質問票が今までとは変わり、フレイルをはじめとする高齢者特有の状態、低栄養や物忘れなどを把握するために新たな質問票となったと思います。

この質問票は、健診の場のみで使われるわけではなく、高齢者の通いの場やかかりつけ医でも広く活用されることが望まれております。新たな質問票を活用することでフレイルを早期に発見し、必要な医療機関につなげることができると思います。そういう部分では、今検査、質問票が出来上がった部分を、またそれをどのようにつなげていくかというふうな体制、仕組みづくりが必要ではないかというふうに思います。その部分もしっかりと検討していくべきではないかというふうに思いますが、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

このフレイル関係の問診事項につきましては、先ほど申し上げました地域における通いの場で使っていただくためにも、そういうサポーターさん、支えていただく方々への説明も、研修会も必要ですし、それから議員のおっしゃっている、かかりつけ医の受診の際の医師の助言にも使えるということでございますので、塩釜医師会のほうにも2市3町で説明をさせていただきながら多くの先生方に御理解いただいて、こちらを普及させるように努めていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ取り組んでいていただきたいと思っております。

今回の質問は、高齢者の皆様への質問であったんですけども、コロナの影響で自宅に閉じ籠

もりがちになっている高齢者の皆様を本当に励ましたいというふうな思いで質問させていただきました。町は、これだけ高齢者の皆様のことを考えて、しっかりと取り組んでいきますというふうな思いを町長から最後お伺いして、終わりにしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

もうおっしゃるとおりで、私どもの職員がしっかりと、体操のユーチューブを私が知らぬ間にもう作って配信をしていたというところで、やっぱり高齢者の皆様の健康の心配を本当にみんな真剣に考えている町であるというところ、また、それを利用してぜひ高齢者の皆様には健康になって、またはフレイルのところをぜひ、充実と言うとおかしいですけども、健康になっていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、3番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、明日6月11日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。

したがって、6月11日は休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は6月12日です。定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時23分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年6月10日

議 長

署名議員

署名議員